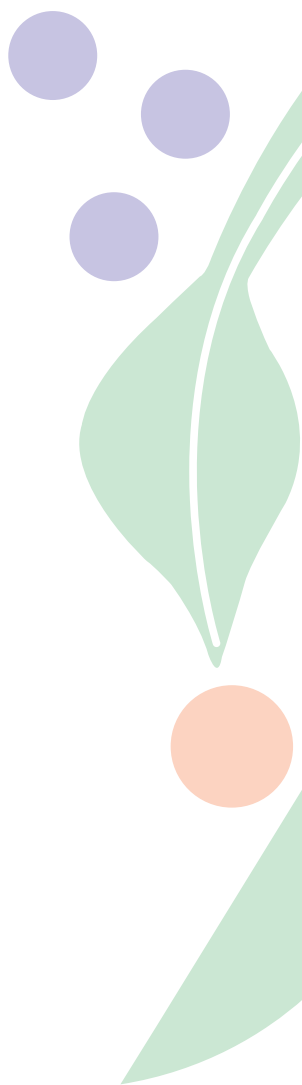


2010

平成22年度

履修の手引



徳島大学薬学部

2010(平成22)年度 学年暦及び専門教育関係行事予定

| | 〔学 年 暦〕 | 〔専門教育関係行事予定〕 |
|------------------------------------|---------------|------------------------------------|
| 【2010】 | | |
| 4月1日(休) | 前期開始 | |
| 4月1日(休)から 4月5日(月)まで | 春季休業 | |
| 4月6日(火) | 入学式 | |
| 4月6日(火)から 4月10日(土)まで | | 大学入門講座等(1年生) |
| 4月7日(水) | | ガイダンス(2・3, 薬4年生) 前期授業開始予定(薬4年生) |
| 4月8日(木) | | ガイダンス(創製4年生) 前期授業開始(3年生) |
| 4月9日(金) | | ガイダンス(5年生) 前期授業開始(2年生) |
| 4月12日(月) | | 前期授業開始(創製4年生) |
| 4月14日(水) | | 前期授業開始(1年生) |
| 5月7日(金) | | 月曜日の振替日(月曜日の授業を実施) |
| 7月5日(月)から 7月16日(金)まで | | 前期試験(3年生) |
| 7月20日(火)から 7月28日(水)まで | | 前期追再試験(3年生) |
| 8月1日(日)から 8月31日(火)まで | 夏季休業 | |
| 9月8日(水)から 9月10日(金)まで | | 前期別途授業(1・2・4年生) |
| 9月15日(水)から 9月28日(火)まで | | 前期試験(1・2・4年生) |
| 9月30日(木) | 前期終了 | |
| 10月1日(金) | 後期開始 | 後期授業開始 |
| 10月4日(月)から 10月15日(金)まで | | 前期追再試験(1・2・4年生) |
| 10月30日(土)から 11月1日(月)まで | 大学祭(蔵本祭) | |
| 11月2日(火) | 開学記念日(休業日) | |
| 11月5日(金) | | 月曜日の振替日(月曜日の授業を実施) |
| 12月21日(火) | | C B T(予定) |
| 12月25日(土)から 【2011】 1月7日(金)まで | 冬季休業 | |
| 1月8日(土) | | O S C E(予定) |
| 1月15日(土)から 1月16日(日)まで | 大学入試センター試験 | |
| 2月6日(日) | 推薦入学試験 | |
| 2月9日(水)から 2月10日(木)まで | | 後期別途授業(1～3年生) |
| 2月22日(火) | | O S C E追試験(予定) |
| 2月14日(月)から 2月23日(水)まで | | 後期試験(1～3年生) |
| 2月25日(金) | 前期日程入学試験 | |
| 2月28日(月)から 3月4日(金)まで | | 後期追再試験(1～3年生) |
| 3月3日(水) | | C B T追試験(予定) |
| 3月12日(土) | 後期日程入学試験 | |
| 3月23日(水) | 卒業式 大学院修了式 | |
| 3月25日(金)から 3月31日(木)まで | 学年末休業 | |
| 3月31日(木) | 後期終了 | |

目 次

第1章 教育と学習案内

| | |
|----------------------|----|
| 1) 薬学部の教育理念 | 1 |
| 2) 教育目標 | 2 |
| 3) 卒業者に求められる知識・技能 | 3 |
| 4) ディプロマ・ポリシー | 4 |
| 5) 取得できる学位 | 4 |
| 6) 単位の修得について | 5 |
| 7) 履修上の注意 | 11 |
| 8) 専門科目定期試験について | 11 |
| 9) 学科配属 | 12 |
| 10) 研究室配属 | 17 |
| 11) 薬剤師国家試験の受験要件について | 18 |

第2章 学生への連絡及び諸手続き

| | |
|-----------------------|----|
| 1) 薬学部事務室の窓口 | 21 |
| 2) 学生への通知・連絡方法 | 22 |
| 3) 学 生 証 | 22 |
| 4) 各種証明書の発行 | 22 |
| 5) 休学, 復学, 退学等の手続き | 23 |
| 6) 除 籍 | 24 |
| 7) 試験における不正行為に対する措置要項 | 24 |
| 8) 授業料納付, 免除制度及び奨学金制度 | 25 |
| 9) 学生教育研究災害傷害保険 | 26 |
| 10) 学 生 金 庫 | 26 |
| 11) 宿 所 届 | 26 |
| 12) 住所変更届 | 26 |
| 13) 講義室の使用について | 26 |
| 14) 健 康 管 理 | 26 |
| 15) 交通事故の防止 | 26 |
| 16) 学生ロッカーについて | 27 |
| 17) そ の 他 | 27 |

第3章 学生の人権・教育相談等のための体制

- 1) セクシュアル・ハラスメントの発生防止のために……………29
- 2) アカデミック・ハラスメントの発生防止のために……………30
- 3) 学生相談室における相談体制……………30

第4章 薬学部構内における交通規制

- 1) 徳島大学蔵本地区における駐車について……………33
- 2) 薬学部駐輪場及び自転車等の駐輪について……………34

第5章 関係諸規則等

- 1) 徳島大学薬学部規則……………37
- 2) 徳島大学全学共通教育履修規則……………50
- 3) 試験における学生の不正行為に対する措置要項……………53
- 4) 気象警報が発令された場合の授業の休講措置について……………54
- 5) 薬剤師国家試験……………55

付 録

- 薬学部の学科・講座・配置……………57
- 蔵本地区配置図……………59
- 薬学部建物平面図……………60
- 薬学部校舎等配置図……………62
- 位 置 図……………63

第 1 章

教育と学習案内

1) 薬学部の教育理念

医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴い、医療の担い手としての高い資質を持つ薬剤師の養成が必要とされている。同時に、基礎研究を出発点とする歴史的背景を持ち、世界的にも高い評価を得ている我が国の薬学研究における次世代の研究者の育成は、薬学教育の両輪として必要であり欠かせないものである。

本薬学部では、生命科学を基盤とする薬学を研究・教授することを通して、薬の専門家としての知的・技術的基盤形成に必要な教育と深く医療に関わる使命感と倫理観を持たせる教育を行い、以って、人類の福祉と健康に貢献する人材を育てることを理念として、薬剤師養成のための専門教育を行うことを目的とする6年制の「薬学科」と創薬・製薬科学の研究者養成のための専門基礎教育を行うことを目的とする4年制の「創製薬科学科」を設置した。

「薬学科」では医療人として国民の命を守り、健康を確保するという重大な任務を負う人材を養成することを基本とし、社会から望まれる薬剤師の養成を実現するため、基礎的な知識・技能はもとより、豊かな人間性、高い生命倫理観、医療人としての教養、課題発見能力と問題解決能力、生涯にわたる研究心、現場で通用する実践力、コ・メディカルスタッフとしての自覚と能力、国民の健康を守る意識、将来にわたる学習意欲を有する人材を養成する。

「創製薬科学科」では、1922年創立以来80余年に渡り一貫した創設理念である「新薬の創製を目指す」伝統により培われた「創薬学科」を標榜する教育・研究を基盤とし、医薬品をとおり国民の命を守り、健康を確保するという重大な任務を負う人材を養成することを基本として、薬学の基礎知識・技能はもとより、豊かな人間性、医療にかかわるものとしての高い倫理観と教養、課題発見能力と問題解決能力、生涯にわたる学習意欲を有し、世界の生命科学、創薬科学に貢献する人材を養成する。

2) 教 育 目 標

薬学科の教育目標

薬学科では教育理念に沿った人材を育成するため、以下の教育目標を定める。

- (1) 学部共通科目を設定し、薬学の基盤となる基礎知識・技能を修得させる。
- (2) 全学共通教育、医療人共通教育により高い倫理観、豊かな人間性、柔軟な科学的思考、コミュニケーション能力を有する人材を養成する。
- (3) 卒業研究を重視した個別指導により、課題発見能力と問題解決能力を身に付けさせ、生涯に渡り学習・研究意欲を有する人材を養成する。
- (4) 実務実習を通じ、現場で通用する実践能力が身に付いた医療人を養成する。
- (5) 統合医療教育センターを中心とした医療人教育を実施し、コ・メディカルスタッフの一員としての自覚と能力を有する人材を養成する。
- (6) ヘルスバイオサイエンス研究部、大学院薬科学教育部における研究成果を基に教育・卒業の指導を行い、医療現場で役立つ医療研究のリーダーとなりうる人材を養成する。

創製薬科学科の教育目標

創製薬科学科では教育理念に沿った人材を育成するため、以下の教育目標を定める。

- (1) 学部共通科目を設定し、薬学の基盤となる基礎知識・技能を修得させる。
- (2) 全学共通教育、医療人共通教育により高い倫理観、豊かな人間性、柔軟な科学的思考、コミュニケーション能力を有する人材を養成する。
- (3) 卒業研究を重視した個別指導により、課題発見能力と問題解決能力を身に付けさせ、生涯に渡り学習・研究意欲を有する人材を養成する。
- (4) 大学院博士前期・後期課程への進学を前提とした学部4年生からの一貫教育により、将来国内外の創薬・育薬分野において貢献できる人材を養成する。
- (5) 学部で卒業する学生に対しては基礎薬学を中心としたライフサイエンスに関する総合的な知識、創薬学科に関する基礎知識、卒業研究を通じて問題解決能力を身に付けさせ、医薬品情報、衛生薬学、社会薬学、ヘルスケア等の多様な分野で活躍できる人材を養成する。

3) 卒業者に求められる知識・技能

薬学科卒業者に求められる知識・技能

- (1) 医薬品の開発, 製造, 流通及び市販後調査の全てにおける把握
- (2) 医薬品の科学的有効性・安全性の評価に基づいた, 薬物療法の医療関係者へのアドバイス
- (3) 処方内容に関する疑義照会, 誤投与の防止等のリスク管理
- (4) 患者への適切な服薬指導
- (5) 副作用情報等を適切に関係者に情報提供すること
- (6) 医療の進歩に対応した最新の知識・技術の修得と提供を通じ国民に良質な医療を提供し, 国民の健康を守ること

創製薬科学科卒業生に求められる知識・技能

- (1) 医薬品に関する基礎知識 (性状, 作用, 副作用, 安全性, 有効性, 品質等)
- (2) 新しい医薬品リード化合物を開発するための, 化学, 生物学的基礎学力
- (3) 医療品の新しい効果・効能を見出す生化学・薬理学の知識と技能
- (4) 新しい医薬品を製造するための化学, 生物学的基礎知識
- (5) 医薬品の性質に応じたドラッグデリバリーシステム (DDS) に関する製剤学の知識と技能
- (6) 創薬に関する高度専門知識と研究能力
- (7) 治験に関する知識
- (8) 医薬品が人の生命に関わるという生命倫理観

4) ディプロマ・ポリシー

薬学科

(1) 知識・見解

社会の医療ニーズに対応できる薬の専門家としての専門的知識を修得している。

(2) 汎用的技能

高度化する医療に対応できる薬の専門家としての実践能力を修得している。

(3) 態度・志向性

高い倫理観，豊かな人間性，柔軟な科学的志向とコミュニケーション能力を有し，医療人として責任を持った行動を取ることができる。

(4) 統合的な学習経験と創造的思考力

医療の進歩に対応できる課題発展能力・問題解決能力を修得し，生涯にわたる学習意欲を保ち，薬学の発展に寄与できる。

創製薬科学科

(1) 知識・見解

多様な創製薬科学関連分野で活躍できる薬の専門家としての専門的知識を修得している。

(2) 汎用的技能

高度化する創製薬科学関連分野に対応できる薬の専門家として優れた能力を修得している。

(3) 態度・志向性

高い倫理観，豊かな人間性，柔軟な科学的志向とコミュニケーション能力を有し，薬科学に携わる者として責任を持った行動を取ることができる。

(4) 統合的な学習経験と創造的思考力

医療の進歩に対応できる課題発展能力・問題解決能力を修得し，生涯にわたる学習意欲を保ち，薬学の発展に寄与できる。

5) 取得できる学位

学位名は学士となる。

薬学科……………薬学

創製薬科学科………薬科学

6) 単位の修得について

単位修得要領に沿って、各自単位を修得して下さい。

単 位 修 得 要 領

単位修得に関しては、各自十分注意し余裕のある単位修得に努められたい。

もし、不注意により卒業できない等のことがある場合、責任は学生自身が負わなければならない。
したがって、単位修得の責任は自らにあることを自覚し、単位を修得されたい。

1. 全学共通教育

全学共通教育の授業科目については、薬学部規則及び全学共通教育履修規則の定めるところによるが、薬学部卒業の要件として下表に掲げる科目（単位）を修得することとする。

| 区 分 | 授 業 科 目 | 所 要 単 位 数 |
|-----------------|---------------------|------------|
| 大 学 入 門 科 目 群 | 大 学 入 門 講 座 | 1 単 位 |
| 教 養 科 目 群 | 歴 史 と 文 化 | 4 単 位 |
| | 人 間 と 生 命 | 4 単 位 |
| | 生 活 と 社 会 | 4 単 位 |
| | 自 然 と 技 術 | 4 単 位 |
| 社 会 性 形 成 科 目 群 | ウ エ ル ネ ス 総 合 演 習 | 2 単 位 |
| | 共 創 型 学 習 | |
| | ヒューマンコミュニケーション | |
| 基 礎 形 成 科 目 群 | 英 語 | 4 単 位 |
| | 英 語 以 外 の 外 国 語 科 目 | 4 単 位 |
| | 情 報 科 学 | 2 単 位 |
| 基 礎 科 目 群 | 基 礎 数 学 | 4 単 位 |
| | 基 礎 物 理 学 | 2 単 位 |
| | 基 礎 化 学 | 6 単 位 |
| | 基 礎 生 物 学 | 2 単 位 |
| 合 計 | | 49 単 位 以 上 |

(1) 授業科目の区分ごとの授業時数と単位の関係は徳島大学全学共通教育履修規則第4条単位の基準等による。

(2) 入学前の既修得単位の認定

他大学等で取得した単位は、全学共通教育科目に限り30単位を限度に認定が可能である。

申請は、入学当初に1回かぎりである。別途掲示により通知があるので、学務課教育支援係に申し出ること。

(3) 放送大学との単位互換

放送大学で受講し取得した単位は、徳島大学の単位として認定が可能である。

徳島大学が指定した科目が対象となる。放送大学での取得科目名と徳島大学の認定科目名は異

なるので注意すること。また、放送大学の取得単位数と徳島大学の認定単位数が異なる場合もある。(全学共通教育科目 8 単位まで認定可能)

各学期の初めに、学務課教育支援係で申請手続きをすること。

(4) 外国語技能検定試験による単位の認定

外国語技能検定試験の成績により外国語科目の単位が下記のように認定される。該当する検定試験に合格、あるいは所定の得点に達した場合に、単位の認定を希望するものは速やかに学務課教育支援係まで申し出ること。

① 英語

【ア】 実用英語技能検定 (英検) (財団法人 日本英語検定協会, 文部科学省認定)

準 1 級 : 英語 4 単位 (既に他の英語の技能検定試験で 4 単位認定を受けている場合は認められない。)

1 級 : 英語 8 単位 (既に 4 単位認定を受けている場合は 4 単位, 既に 6 単位認定を受けている場合は 2 単位)

【イ】 TOEFL (国際教育交換協議会)

PBT 500 ~ 534 点 : CBT 173 ~ 201 点 : IBT 61 ~ 73 点 : 英語 4 単位
(既に他の英語の技能検定試験で 4 単位認定を受けている場合は認められない。)

PBT 535 ~ 569 点 : CBT 202 ~ 229 点 : IBT 74 ~ 87 点 : 英語 6 単位
(既に 4 単位認定を受けている場合は 2 単位)

PBT 570 点以上 : CBT 230 点以上 : IBT 88 点以上 : 英語 8 単位
(既に 4 単位認定を受けている場合は 4 単位, 既に 6 単位認定を受けている場合は 2 単位)

【ウ】 TOEIC (財団法人 国際ビジネスコミュニケーション協会)

580 ~ 679 点 : 英語 4 単位
(既に他の英語の技能検定試験で 4 単位認定を受けている場合は認められない。)

680 ~ 779 点 : 英語 6 単位
(既に 4 単位認定を受けている場合は 2 単位)

780 点以上 : 英語 8 単位
(既に 4 単位認定を受けている場合は 4 単位, 既に 6 単位認定を受けている場合は 2 単位)

(注) 入学前に受験した試験の結果得られた級及び得点も有効とする。

② ドイツ語

ドイツ語技能検定試験 (独検) (財団法人 ドイツ語学文学振興会)

5 級 : ドイツ語入門 1 単位

4 級 : ドイツ語入門 2 単位

3級以上：ドイツ語入門2単位およびドイツ語初級2単位

③ フランス語

実用フランス語技能検定試験（仏検）（財団法人 フランス語教育振興協会）

4 級：フランス語入門2単位

3級以上：フランス語入門2単位およびフランス語初級2単位

④ 中国語

【ア】中国語検定試験（日本中国語検定協会）

準 4 級：中国語入門2単位

4 級：中国語入門2単位および中国語初級2単位

3級以上：4級の規定に準じる

【イ】中国政府漢語水平考試（HSK）（中国国家漢語水平考試委員会）

基礎1級：中国語入門2単位

基礎2級：中国語入門2単位および中国語初級2単位

基礎3級、初中等3級以上：基礎2級の規定に準じる

(5) 留学による単位の認定

徳島大学では、下記の大学に短期留学した場合、所定の条件のもとで、全学共通教育の外国語科目の単位が認定される。単位認定を希望する学生は必ず事前に学務課教育支援係で相談すること。

| 外国語 | 指定研修先 | 備考 |
|-------|---|------------------|
| 英語 | ウェールズ大学スウォンジー校 南イリノイ州立大学カーボンデール校 カリフォルニア大学サンディエゴ校 (医学英語プログラム※) オークランド大学 | ※生理学と解剖学の知識を要する。 |
| 中国語 | 復旦大学、武漢大学 | |
| フランス語 | グルノーブル第三大学 ボルドー第三大学 | |

2. 専門教育

(1) 専門教育の授業科目については、薬学部規則の定めるところによるが、薬学部卒業の要件として次表に掲げる科目（単位）を修得することとする。各学科における専門教育の授業科目、単位数及び開講時期は、別表のとおりとする。

(ただし、担当教員の都合等により実施時期について若干の変動が生じることもあるので、各学期の初めに示される時間割に注意すること。)

| 単位数 | 科目 | 必修科目 | 選択科目 | 実習 | 実務実習 | 演習 | 卒業研究 | 計 |
|------|--------|------|------|------|------|----|------|------|
| | | 薬学科 | 57 | 10以上 | 14 | 24 | 3 | 30 |
| 標準単位 | 創製薬科学科 | 46 | 9以上 | 14 | — | — | 15以上 | 84以上 |

(2) 授業科目ごとの授業時間及び単位数は次のとおりとする。

ア. 講義については、15時間以上をもって1単位

イ. 実習については、30時間以上をもって1単位

(3) 履修手続

学生は各学期の初めに示される時間割に基づいて履修しようとする科目（必修科目・選択科目・実習）について所定の期日までに履修登録をしなければならない。

(4) 進級要件

ア. 学年末において、次表に掲げる単位数以上を修得したものでなければ、進級することができない。

イ. 全学共通教育の履修に際しては、薬学部の卒業要件として定められた科目（単位）の中から修得すること。

ウ. 卒業研究を行うには4年次進級に必要な単位（科目）を修得していなければならない。

| 区 分 | | 1 年 次 | 2 年 次 |
|-----------|----------|-------|-------|
| 共 通 教 育 目 | 大学入門科目群 | 29 | 41 |
| | 教養科目群 | | |
| | 社会性形成科目群 | | |
| | 基盤形成科目群 | | |
| | 基礎科目群 | | |
| 計 | 29 | 41 | |
| 専 門 教 育 目 | 必修科目 | 13 | 30 |
| | 選択科目 | — | |
| | 実 習 | — | 14 |
| | 計 | 13 | 44 |

薬学科

| 区 分 | | 3 年 次 | 4 年 次 | 5 年 次 |
|-----------|----------|-------|-------|-------|
| 共 通 教 育 目 | 大学入門科目群 | 1 | 1 | 1 |
| | 教養科目群 | 24 | 24 | 24 |
| | 社会性形成科目群 | | | |
| | 基盤形成科目群 | 10 | 10 | 10 |
| | 基礎科目群 | 14 | 14 | 14 |
| | 計 | 49 | 49 | 49 |
| 専 門 教 育 目 | 必修科目 | 48 | 54 | 54 |
| | 選択科目 | — | 10 | 10 |
| | 実 習 | 14 | 14 | 14 |
| | 実 務 実 習 | — | 4 | 4 |
| | 計 | 62 | 82 | 82 |

創製薬科学科

| 区 | 分 | 3年次 |
|------------|----------|-----|
| 共通教育 科目 | 大学入門科目群 | 1 |
| | 教養科目群 | 24 |
| | 社会性形成科目群 | |
| | 基盤形成科目群 | 10 |
| | 基礎科目群 | 14 |
| | 計 | 49 |
| 専門教育 科目 | 必修科目 | 42 |
| | 選択科目 | 4 |
| | 実習 | 14 |
| | 計 | 60 |

(5) 学科配属要件

3年次前期末において、次表に掲げる単位数以上を修得したものでなければ、学科に属することができない。

| 区 | 分 | 3年次 |
|------------|----------|-----|
| 共通教育 科目 | 大学入門科目群 | 1 |
| | 教養科目群 | 24 |
| | 社会性形成科目群 | |
| | 基盤形成科目群 | 10 |
| | 基礎科目群 | 14 |
| | 計 | 49 |
| 専門教育 科目 | 必修科目 | 45 |
| | 選択科目 | |
| | 実習 | 14 |
| | 計 | 59 |

(6) 試験に関する内規

ア. 本試験については、学期初めに履修登録した科目以外受験することはできない。

イ. 追試験は、「欠席届」を第三教務係へ提出し受験資格を認められた者が、「追再試験受験届」を試験の4日前までに提出することにより受験できる。

「欠席届」は事前の提出を原則とする。病気その他やむを得ない事情により試験当日に欠席した場合は、登校した最初の日に第三教務係に提出すること。届出がなかった場合は、試験を放棄したものと見なし、追試験を受けることはできない。なお、試験当日に欠席する場合でも電話等で連絡することが望ましい。

ウ. 再試験は、再試験受験資格者が「追再試験受験届」を試験の4日前までに提出することにより受験できる。

エ. 「追再試験受験届」の提出先は、当該科目の担当教員（学部外非常勤講師の科目については第三教務係）及び第三教務係とする。

オ. 追試験又は再試験の結果が不可の場合は、原則として再受講とする。ただし、授業担当教員が認めた場合は、次年度において再試験を受けることができる。

カ. 再試験の評点は、可（60点）、不可（不：再試験）及び不可（（不）：再受講）のいずれかとなる。

(7) 自由科目の単位認定

他の学部又は他の学科に属する専門教育科目は自由科目となる。他の学部の科目を履修するには事前に第三教務係で手続きし許可を受けた後、所定の期日までに当該専門教育科目担当教員に受講申請することになる。なお、自由科目の認定単位は、卒業に必要な単位には認めない。

附 則

この要領は、平成15年3月6日から実施する。

附 則

この要領は、平成16年3月11日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。ただし、平成17年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から実施する。ただし、平成18年3月31日に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

7) 履修上の注意

(1) 上級学年科目の履修について

各学年に開講されている科目を履修してください。上級学年科目の履修は認められません。

(2) 各学科のみで開講されている科目の履修について

薬学科もしくは創製薬科学科のみで開講されている科目は、当該学科に所属している学生のみ履修できます。所属していない学生は履修することはできません。

(3) 実務実習事前学習の単位は、薬学共用試験に合格しないと修得できません。

8) 専門科目定期試験について

(1) 期間中は、以下の時間割にしたがい試験を実施します。

〈前期〉

| | | | | |
|---------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 1 時 限 8 : 45 ~ 10 : 15 | 2 時 限 10 : 30 ~ 12 : 00 | 3 時 限 13 : 00 ~ 14 : 30 | 4 時 限 14 : 45 ~ 16 : 15 | 5 時 限 16 : 30 ~ 18 : 00 |
| 1 年 次 | 4 年 次 | 2 年 次 | 予 備 | 予 備 |

※3年生は別途実施します。

〈後期〉

| | | | | |
|---------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 1 時 限 8 : 45 ~ 10 : 15 | 2 時 限 10 : 30 ~ 12 : 00 | 3 時 限 13 : 00 ~ 14 : 30 | 4 時 限 14 : 45 ~ 16 : 15 | 5 時 限 16 : 30 ~ 18 : 00 |
| 1 年 次 | 3 年 次 | 2 年 次 | 3 年 次 | 予 備 |

※4年生は別途実施します。

(2) 座席は学生番号順に指定します。

学生個々の座席番号を掲示で知らせ、座席表を試験場（講義室）入り口に貼りだします。座席表に従って着席してください。

（上級学年の学生＝再試験受験者の座席は、試験監督者がその場で指定します。）

受験中は、学生証を机上に置いてください。

(3) 監督者が、試験開始前に「試験における学生の不正行為に対する措置要項」に基づく注意事項を読み上げます。不正行為は絶対に行わないでください。

(4) 不正行為を行った者に対しては次の措置を講じます。

① 授業科目修了の認定に関する試験（追試験・再試験を含む）で不正行為（ほう助を含む）をした者に対しては、学則第52条の規定により懲戒処分を行います。

② 試験において不正行為をした者に対しては、その学期中に履修した全授業科目の成績を取り消し、改めて所定の授業科目を履修させます。

(5) 試験結果の確認

試験結果は、試験実施後5日後を目途にWeb履修システムの「成績照会」で確認することができます。

9) 学科配属

薬学部は一括募集を行い、3年次後期（10月）から薬学科（6年制）、創製薬科学科（4年制）に配属することとしています。

1. 学科進学振り分け

学科への進学は学生の卒業後の進路希望及び成績を基に3年次前期終了時（9月末）に決定されます。

1.1 学科進学振り分けについて

本学部では6年制学科「薬学科・定員40名」と4年制学科「創製薬科学科・定員40名」を設置しております。薬学科は医療人として志の高い薬剤師養成のための薬学教育を主目的とします。創製薬科学科は社会の多様なニーズに応えるため薬学の基礎知識を持って企業の医薬情報担当者や医薬品販売に携わる人材ならびに大学院へ進み、製薬企業や大学で研究・開発に携わる人材の養成を目的とします。多様な薬学生の進路を考慮し、本学部では学生が入学後、薬学の基本（コア）を十分学んだ後、本人の希望や能力・適性に応じ、よりの確な進路に進むことが、本人の将来に対し最適であると判断し、入学時に学科振り分けを行わない一括入学を実施しております。

学生は入学後、同一カリキュラムに基づき全学共通教育と有機系、生物系、物理系、臨床系の薬学共通基礎（コア）科目を3年次前期まで学びます。このことにより薬学を修める者としての学問上の基礎が高いレベルで身に付き、薬学科又は創製薬科学科のどちらに進んでも、課題に円滑に取り組むことが出来るようになります。

学生は2年半薬学の基礎を学びながら、入学時からクラス担任やアドバイザー委員に相談して助言・指導を受け自分の将来を考えて、進みたい学科を決めて下さい。

各学科への進学振り分けは本人の卒業後の進路希望及び成績を基に3年次前期末に決定されます。この点をよく理解して、3年次前期までを有意義に過ごして下さい。以下に各学科への進学について詳しく説明します。

以下に書かれた事柄は重要な事項が含まれていますので、十分把握した上で勉学に励んでください。尚、この文章の内容についての質問事項などが有りましたら、教務委員長、第三教務係長にお問い合わせ下さい。

1.2 学科進学振り分け決定の手順

- (1) 1年次から3年次前期までは一部の科目（選択科目、外国語など）を除き共通の講義を受けます。
- (2) 1年次及び2年次の前・後期末に進路希望のアンケートを取ります。無記名ですので、その時々の希望を正直に答えて下さい。
- (3) 学科配属の情報（アンケート結果、成績、進路に関する事等）は適宜提供します。
- (4) 学生はクラス担任やアドバイザー委員に相談して、助言・指導を受け、自分の適性や将来の進路を考えて下さい。

- (5) 3年次前期の講義は7月末で終了し、8月および9月を学科進学振り分けのための調整期間とし、この間に進学する学科が決定されます。10月から各学科に進みます。
- (6) 学生は学科進学希望届け（第一次）を7月末に提出します。（第一次希望調査）。8月初旬に各学科別の進学希望人数を公表します。
- (7) 学生は第一次希望調査後に公表された資料を基にクラス担任及びアドバイザー委員と相談し、自分の適性や将来の進路を再度考えて下さい。第一次希望調査では進学学科は決定されません。
- (8) 3年次前期までの成績と順位を9月初め（予定）に通知します。
- (9) 通知を受けて学生は学科進学希望届け（第二次）を9月第3週の木曜日（予定）までに提出することとします。（第二次希望調査）。
- (10) 第二次希望調査後、9月下旬に教授会で学生の希望、成績により個々の学生の進学学科を決定します。（第二次希望調査においても学科間のアンバランスが生じた場合は成績により決定します。）

1.3 学科進学振り分けのための成績の取り扱い方

- (1) 共通教育を含む3年次前期までの成績を対象とします。
- (2) 学科選択要件の単位を修得していない学生は、学科進学振り分け対象者とはなりません。
- (3) 成績算出は、各科目の点数の合計を科目数で除した値とします。
- (4) 学科選択要件に必要な単位数以上を取得した場合の成績算出は、点数の良い科目から順に選別して行います。ただし、共通教育の教養科目群の単位については、各分野、すなわち「歴史と文化」、「人間と生命」、「生活と社会」および「自然と技術」のそれぞれ成績上位1科目を選別することとします。
- (5) 成績が点数化されない科目（認定科目等）については、成績算出の対象から除外します。
- (6) 科目の単位認定を拒否して、進級を意図的に中止することは出来ません。
- (7) 1年次、2年次の成績と順位は次年度初めに学生に通知します。
3年次前期までの成績と順位は前期講義終了後適切な時期（9月初め）に学生に通知します。

1.4 学科選択のための情報提供

- (1) 薬学セミナー（3年次前期）で進路選択に関わる情報（就職先、各学科の教育・研究内容等）及び研究室選択に関わる内容（各研究室の教育・研究内容、就職先等）を提供します。
- (2) 薬学入門3及び早期体験実習で、職場（病院、薬局、製薬企業、公的研究機関等）見学を行い、進路決定の情報を提供します。
- (3) クラス担任に進路について相談し、助言を得て学科選択の参考とすることが出来ます。
- (4) 卒業生による講演会（1～3年次）を随時開講し、進路決定の参考になる情報を提供します。
- (5) アドバイザー委員が定期的に進路相談会を開催します。

2. クラス担任制度

入学時より、教授が5～6名の学生を1クラスとして担任し、定期的なクラス会開催及び個別面談を行い、学生の学習、生活、進路の相談・助言・指導を3年次前期終了時（9月末）まで行います。学科進学以降は卒業論文担当研究室に配属となり、そこで卒業研究指導教員が相談・指導・助言を行います。具体的には下記に示す要項で行います。

- (1) 入学者80名を5～6名から成るクラスに任意に振り分けます。各クラスの担任には教授を充てます。クラス担任は3年次前期終了時（9月末）までとします。
- (2) 薬学部授業時間割の中にクラス会（薬学入門3）の開催時間が記載されています。
- (3) クラス担任教授は担当学生の学習状況（出席、成績）、生活状況（健康面）、進路希望（薬学科、創製薬科学科、希望就職先）等を充分把握すると共に、適宜個別面談を行い、相談・助言・指導を行います。
- (4) 学生はクラス担任及びアドバイザー委員に相談することができます。相談時間は教員のオフィスアワーを原則とします。それ以外は教員と個別に連絡を取り調節して下さい。
- (5) クラス担任は担当学生の学習状況、生活状況、進路希望等の情報を進路委員会に定期的に報告します。
- (6) 個別の相談等において、クラス担任のみで解決出来ない場合は、クラス担任はアドバイザー委員と相談し問題解決に当たります。
- (7) 学生の成績はクラス担任より配付します。

3. アドバイザー委員制度

クラス担任制度を補完する意味でアドバイザー委員制度を設置しています。アドバイザーを担当する委員は教務委員長、学生委員長、教育部学務委員長、就職委員長とします。

- (1) アドバイザー委員は学生の学習、生活、進路等学生の入学後から就職までのすべての課題に対応します。
- (2) クラス担任又は卒業研究指導教員から相談があった場合、担当アドバイザー委員又は複数のアドバイザー委員が相談事項に対処します。
- (3) アドバイザー委員は学生の進路決定に関する情報（各学科の教育、研究内容、就職等）提供を行います。
- (4) 学生のアドバイザー委員への相談はオフィスアワーを利用して下さい。それ以外は、委員と個別に連絡を取り調節して下さい。

4. 進路委員会

学生の学科進学振り分けに関する重要事項を決定するため、進路委員会を設置します。進路委員会はアドバイザー委員に学科長、学部長を加えた委員です。進路委員会では学生の学科決定が本人の希望・能力・適性・成績に応じて適正に行われるように努めます。

各学科の違いと学科配属についてQ&A方式で説明します。

Q 1. 薬学科を卒業するとどうなるの？

A. 6年間の教育を修了し、薬剤師国家試験（卒業年次の3月実施予定）に合格すると薬剤師の免許を得ることができます。薬剤師として病院や薬局等に就職することが可能になります。一般企業にも就職可能です。また、大学院の博士課程（4年制）に進学し、博士号を取得することも可能です。

Q 2. 創製薬科学科を卒業したらどうなるの？

A. 創製薬科学科は研究者・技術者養成コースです。学部4年間+修士2年間（修士課程に入学するための試験があります）が基本コースで、修士号取得後企業等の開発職・研究職に就くことが可能となります。さらに博士課程に進学する道も有り、大学や企業などの研究所の研究職に就く道も開かれます。大学院進学をせず、学部4年生で卒業する人は製薬企業の医薬品情報（MR）、学術、品質管理、営業等の職種に就くことが可能となります。

Q 3. いつ、薬学科と創製薬科学科のどちらに進学するかを選ぶのですか？

A. 両学科とも学部3年前期までは同じカリキュラムのもと教育を受け、3年前期末に進学する学科を希望します。ただし、両学科ともに定員（各学科40名）がありますので、希望だけでなく、成績により進学できる学科が決められる場合があります。

Q 4. 学科選択に迷うことがあると思います。その様な時はどうすればいいのですか？

A. 1年生の時から担任制度をとり、教授1人当たり5～6人を担当します。担任の先生に相談して下さい。学科選択の参考になる職場見学、卒業生の講演会、薬学セミナー等を行い情報提供も行いますので、進んで参加してください。

Q 5. 薬剤師国家試験の受験資格は両学科で異なるのですか？

A. 薬学科で6年間の教育を受けた人に受験資格が与えられ、創製薬科学科を卒業しただけでは受験資格は与えられません。

Q 6. 創製薬科学科では薬剤師国家試験受験資格は得られないのですか？

A. 平成29年度までの入学者に限り、創製薬科学科を卒業した後、薬学関係の修士又は博士の課程を修了し、さらに6年制学科の卒業者に比べて不足している医療薬学系科目や実務実習等の単位を、一定期間内に追加で履修し、6年制学科の卒業者と同等であると厚生労働大臣が個別に認める場合にのみ、薬剤師国家試験を受験することができるとされています。

Q 7. 創製薬科学科を卒業した後、どの様にしたら薬剤師国家試験受験資格は得られるのですか？

A. 一例として説明すると、創製薬科学科を卒業し、本学の大学院薬科学教育部に進学します。修士課程在籍中に、創製薬科学科で学べなかった6年制学科の医療薬学系科目等の単位を追加修得し修士課程を修了します。その後博士課程に進学し、実務実習事前学習、病院実務実習・薬局実務実習（5ヶ月）等の単位を修得すれば、厚生労働大臣に薬剤師国家試験受験資格の認定申請が行えます。病院実務実習・薬局実務実習の前には薬学共用試験に合格する必要があります。

10) 研究室配属

3年次後期（学科進学後）から学生は卒業論文研究のため、研究室に配属されます。教務委員会より3年次の7月末に研究室配属の書類を学年総代に提示します。その内容の骨子を以下に示します。

- (1) 薬学科，創製薬科学科いずれの学科に進学したかに関わらず，配属先の研究室は薬学部所属18研究室および協力講座の3分野とします。
- (2) 各研究室への配属人数に上限と下限を設けます。
- (3) 研究室配属は，薬学科および創製薬科学科の各成績上位30%に属する学生に優先権を与えます。成績は学科進学振り分けのための成績に基づきます。
- (4) 上記(3)により学生が希望研究室を選択します。ただし，1研究室の配属上限人数を成績上位30%に属する学生のみで占めないこととします。なおその時，研究室配属人数の上限を超えた研究室に関しては当該研究室を選択した学生（成績上位30%に属する）間の話し合いで決めます。
- (5) 上記(3)，(4)の後，各研究室配属可能人数に応じ学生（成績上位30%に属さなかった）間の話し合いにより，研究室希望配属案を決めます。
- (6) 3年次で留年となった場合でも，配属研究室は変更しないこととします。また，この人数は次年度の新配属人数には加えないこととします。
- (7) 学年総代は，期日までに研究室希望配属案を教務委員会に提出し，審議を経て9月に教授会で配属が決定されます。

11) 薬剤師国家試験の受験要件について

- (1) 薬学科を卒業すれば、薬剤師国家試験の受験資格を得られます。
- (2) 創製薬科学科を卒業した者が薬剤師国家試験の受験資格を得るためには、厚生労働大臣による認定を受けなければなりません。

認定を受けるための要件については、下記「参考資料」をご覧ください。

不明な点については、教務委員長又は第三教務係にお問い合わせください。

参考資料

薬食発第 1226003 号

平成 17 年 12 月 26 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

薬剤師法の一部を改正する法律附則第 3 条の規定に基づく厚生労働大臣の認定について

薬剤師法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 134 号。以下「一部改正法」という。）附則第 3 条の規定に基づき、薬剤師法の一部を改正する法律附則第 3 条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 173 号。以下「認定省令」という。）が先般公布されたところである。

今般、一部改正法附則第 3 条の規定に基づく認定の取扱いを下記のとおり定めたので、貴職におかれては本件につき御了知の上、関係者に対する周知等、その円滑な施行について特段の御配慮をお願いしたい。

記

1. 認定の対象について（一部改正法附則第 3 条関係）

一部改正法附則第 3 条の規定に基づく認定は、次の①及び②の要件を満たしている者を対象とすること。

- ① 平成 18 年度から平成 29 年度までの間に大学に入学した者であること。
- ② 大学における薬学の 4 年制課程（以下「4 年制課程」という。）を卒業し、かつ、大学院における薬学の修士課程を修了した者又は 4 年制課程を卒業し、かつ、薬学の博士課程を修了した者であること。

他大学又は同一大学内の他学部等から 4 年制課程の 2 年次以降に転学した場合であっても、認定の対象から除かれるものではないこと。この場合、卒業した 4 年制課程の属する大学への入学時期が①に掲げる期間内であること。

また、薬学の博士課程については、4 年制課程を基礎とするもの又は大学における薬学の 6 年制

課程（以下「6年制課程」という。）を基礎とするもののいずれであっても差し支えないこと。

いわゆる融合型大学院における修士又は博士課程についても、4年制課程又は6年制課程を基礎としたものである場合は、一部改正法附則第3条に規定する薬学の修士又は博士課程に該当するものであること。

2. 認定要件について

薬剤師国家試験受験資格の認定は、次の要件のすべてを満たしている者について行うこと。

(1) 卒業要件（認定省令第1条第1項第1号関係）

学校教育法第55条の3に基づく早期卒業をしていないこと。

(2) 大学院における課程の在学期間（認定省令第1条第1項第2号関係）

大学院における薬学の課程の在学期間が2年以上であること。

(3) 必要単位の修得（認定省令第1条第1項第3号及び第2項関係）

医療薬学及び薬学実務実習を履修した大学における6年制課程を卒業するために必要な単位を当該大学において追加的に修得すること。

ただし、当該大学以外の大学で修得した単位については、60単位を超えない範囲で、当該大学で修得したものとみなすことができること。このうち、医療薬学に係る単位については、当該大学における6年制課程を卒業するために必要な医療薬学に係る総単位数の3分の1を超えない範囲で、当該大学で修得したものとみなすことができること。

なお、当該大学で修得したものとみなすことができるかどうかについては、当該大学の定めるところにより、当該大学における6年制課程を卒業するために必要な単位の一部に相当するものと当該大学が認めた場合に限るものであること。

(4) 履修期間（認定省令第1条第1項第4号関係）

卒業した4年制課程の属する大学への入学の日から12年を経過する日までの期間内に、6年制課程を卒業するために必要な単位を修得すること。

(5) 薬学実務実習の専念履修（認定省令第1条第1項第5号関係）

薬学実務実習の履修は、4年制課程及び大学院における薬学の課程の在学期間（認定の要件に該当する期間に限る。）以外の期間に専念して行うこと。

なお、薬学実務実習以外の追加的な単位の修得については、(4)の履修期間に修得されたものである限り、4年制課程への在学期間中における修得、薬学の修士課程又は博士課程への在学期間中における修得、科目等履修生としての修得などいずれの状況における修得であっても差し支えないこと。

3. 受験・認定の申請（認定省令第2条関係）

(1) 認定申請の際に添付すべき書類等

認定申請は、別添様式に定める認定申請書により行うこととし、認定申請に添付すべき書類は、次のとおりとすること。

- ① 平成18年度から平成29年度までの間に大学に入学し、4年制課程を修めて卒業したことを証する書類
- ② 大学院において薬学の修士又は博士の課程を修了したことを証する書類
- ③ 早期卒業をしていないことを証する書類
- ④ 大学院における薬学の課程の在学期間を証する書類
- ⑤ 医療薬学及び薬学実務実習を履修した大学における6年制課程を卒業するために必要な単位を修得していること及びその各単位の履修時期を証する書類
- ⑥ 履歴書

上記によりなされた申請について、厚生労働大臣による認定が行われたときは、認定申請者に認定証を交付するものであること。

- (2) 薬剤師国家試験受験申請と併せ行う場合の認定申請に添付すべき書類

薬剤師国家試験受験申請と認定申請を併せ行う場合は、受験願書に、(1)に掲げる書類及び写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した手札型上半身像のもの)を添えること。

なお、すでに認定を受けている者については、(1)の認定証を認定省令第2条第1号、第2号及び第5号に掲げる書類として取扱うため、(1)の①から⑤に掲げる書類を認定証に代えて差し支えないものであること

- (3) その他受験・認定の申請手続きに関する事項

その他受験・認定の申請手続きに関する事項については、別途、示すものであること。

4. 施行期日

平成18年4月1日から施行すること。

5. その他

6年制課程における単位を修得するための科目について定員等の制限がある場合には、認定省令に基づき追加的な履修を行おうとする4年制課程における学生等の履修により、当該6年制課程に在籍する学生の履修に支障がないように留意すること。

第 2 章

学生への連絡及び諸手続き

学生への連絡及び諸手続き

1) 薬学部事務室の窓口

事務室の窓口業務時間は、平日（日・土・祝日を除く）の8:30～17:15（12:00～13:00を除く）ですので注意してください。

事務は次のとおりとなっていますので、必要とする所要事項についてそれぞれ各担当係の窓口へ問い合わせてください。

| 担当係 | 事 項 | 窓 口 |
|---------------------------------------|--|---------------------|
| 第三教務係 TEL 633 - 7247 633 - 7605 | 入学者の選抜に関する事。 学生の入学、卒業及び修了並びに休学等学生異動に関する事。 学籍に関する事。 教育課程に関する事。 授業、試験及び成績に関する事。 非常勤講師の選考、労働時間等に関する事。 臨床教授等に関する事。 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生に関する事。 外国人留学生に関する事。 派遣学生に関する事。 ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの選考、労働時間等に関する事。 入学料、授業料及び寄宿料の徴収猶予、免除等に関する事。 日本学生支援機構及びその他の奨学金に関する事。 学生の課外活動に関する事。 学生の健康管理及び生活相談に関する事。 学生の就職に関する事。 学生の団体、集会、出版及び掲示に関する事。 学生証及び学生の諸証明に関する事。 国家試験に関する事。 講義室等の管理に関する事。 学生の表彰及び懲戒に関する事。 所掌事務に係る各種委員会に関する事。 所掌事務の調査、統計及び報告に関する事。 その他学生に係る事務に関する事。 | 薬学棟 1階 |
| 第一経理係 TEL 633 - 9553 633 - 9608 | 入学料、授業料の納付に関する事。 その他会計に係る事務に関する事。 | 医学部 医学基礎A棟 1階 |

※市外局番：088

2) 学生への通知・連絡方法

大学が学生に対して行う一切の告示・通知・連絡等は、原則としてすべて掲示により伝えることとなっています。したがって、掲示板は諸君の学生生活と密接なつながりがあり、新しい掲示が次々に出されるので1日1回は、薬学部掲示板（薬学部研究棟玄関ホール）の掲示を必ず見るように習慣付け、自己に不利益な結果を招かないようにしてください。

また、薬学部のホームページ (<http://www.ph.tokushima-u.ac.jp/>) にも必要な事項が掲載されています。

3) 学 生 証

学生証は学生の身分を証明するものですので、常時携帯してください。

試験の受験時、成績の受領時、附属図書館への入館、図書の見学・借出、学生割引乗車券の購入時等のすべてにわたり、身分の確認に必要です。また、本学の教職員より提示請求があった場合はいつでも提示してください。

万一、汚損又は紛失した場合は直ちに所定の手続きを取り再交付を受けてください。

4) 各種証明書の発行

1. 第三教務係で発行するもの

以下の各種証明書の発行申請については、所定の『証明書交付願』により必要とする日の3日前（申請日、土曜日、日曜日及び祝日は除く）までに、手続きをしてください。

- (a) 卒業証明書
- (b) 修了証明書
- (c) 通学証明書
- (d) 学生証
- (e) 健康診断書
- (f) 他大学受験許可書
- (g) その他必要とする証明書

2. 証明書自動発行機で発行するもの

以下の各種証明書の発行については、医学部玄関ホールに設置された証明書自動発行機で入手してください。利用に際し、学生証が必要です。

- (a) 学校学生生徒旅客運賃割引証※
- (b) 在学証明書
- (c) 学業成績・単位修得証明書
- (d) 卒業見込証明書

※学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

学割証は、修学上の経済的負担の軽減と学校教育の振興に寄与することを目的として設けられた制

度です。医学部玄関ホールにある証明書自動発行機により入手できます。この制度を十分に理解し、他人に譲渡したり不正使用等を絶対しないでください。

- (a) 年間 10 枚を限度として使用できます。
- (b) 学割証の発行は、原則として次の目的により旅行する場合です。
 - ・ J R の片道営業キロが 101 キロ以上の旅行
 - ・ 休暇等による帰省
 - ・ 正課の教育活動（実習を含む）
 - ・ 課外活動
 - ・ 就職又は進学のための受験等
 - ・ 見学又は行事等への参加
 - ・ その他大学が修学上適当と認めた教育活動

5) 休学, 復学, 退学等の手続き

休学, 復学, 退学等を希望する学生は, 就学上いろいろな問題が生じるので事前に, 必ず各自のクラス担任又は学生委員とよく相談して, 生じると考えられる問題について助言指導を受けてください。

学生→クラス担任又は学生委員に相談→第三教務係で所定用紙の交付を受ける

→願出用紙に指導教員, 保護者及び本人の署名→第三教務係へ提出 (希望日の 1 ヶ月以上前)

1. 休 学

- (a) 疾病その他一身上の都合により 2 ヶ月以上就学できないときは, 医師の診断書 (疾病) 又は詳細な理由書 (一身上の都合) を添えて学長に願い出て, その許可を受けて休学することができます。
- (b) 休学は, 1 年を超えることはできません。ただし, 特別な理由がある者には更に引き続き 1 年以内の休学を許可することがあります。
- (c) 休学期間は, 通算して 4 年を超えることはできません。
(薬学科に配属された学生は 6 年)
- (d) 休学期間は, 在学期間に算入しません。

注) 休学者の授業料

休学を許可された者は, 授業料について次の措置がとられます。

- ア 休学願の受理された日が 3 月, 4 月, 9 月又は 10 月の場合は受理日の翌月から休学期間に応じた月割計算による授業料が免除されます。
- イ 休学願の受理された日がア以外の月の場合は, 受理日の属する期の授業料は徴収されます。
- ウ 納付済の授業料は返還されません。

2. 復 学

休学期間中にその理由が消滅した時は、学長の許可を得て復学することができます。ただし、その理由が疾病による場合は医師の診断書を必要とします。

3. 退 学

退学しようとする時は、退学願に詳細な理由書を添えて提出し、学長の許可を得なければなりません。退学願を提出するその学期の授業料未納者は、退学願いは提出できません。

注) 退学者の授業料

退学しようとするものは、退学を許可された日の属する期の授業料は徴収されます。

4. 他大学受験について

本学部 に在籍して他大学の受験を希望する者は、事前に『他大学受験許可願』を提出して、受験許可を受けなければなりません。(許可書の発行までには2週間を必要とします。)

- ・ 受験の結果は、速やかにクラス担任又は第三教務係に報告すること。
- ・ 合格した大学へ入学する場合は、直ちに退学の手続きをすること。

5. 転学部・転学科

希望者は転学部願又は転学科願を提出し、当該学部の教授会の議を経て学長が許可することがあります。

転学部→事前に希望する学部の担当係へ相談すること。

転学科→掲示する。

6. 改姓(名)届

変更があれば、直ちに所定の届出用紙により報告してください。

6) 除 籍

次の各項目の一に該当した場合は、教授会の議を経て学長が除籍します。

1. 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を学長が指定する期日までに納付しない者
2. 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、催告しても、納付しない者
3. 学則に定める在学期間を超えた者
4. 学則に定める休学期間を超えた者
5. 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

7) 試験における不正行為に対する措置要項

試験における不正行為は学生の本分に反する行為であり、絶対しないでください。

不正行為を行った者に対しては次の措置を講じます。

1. 授業科目修了の認定に関する試験（追試験・再試験を含む）で不正行為（ほう助を含む）をした者に対しては、学則第52条の規定により懲戒処分を行います。
2. 試験において不正行為をした者に対しては、その学期中に履修した全授業科目の成績を取り消し、改めて所定の授業科目を履修させます。

8) 授業料納付、免除制度及び奨学金制度

1. 授業料納付

授業料は、前期分（4月～9月）と後期分（10月～3月）に区分し、次の期間に納付してください。

前期分→4月1日から4月30日まで

後期分→10月1日から10月31日まで

納付方法→授業料代行納付（銀行口座からの引落としによる納付）

2. 授業料免除制度

奨学援助の方法として、授業料免除の制度があります。これは経済的な理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、また、各期ごとの納期前6ヶ月（新入生は1年）以内での学資負担者の死亡もしくは風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難であると認められた場合には、前期・後期ごとに選考のうえ、授業料の全額または半額が免除されます。

なお、この制度の適用を受けるためには授業料免除申請手続きが必要です。

手続き方法については、各学部、学務部及び全学共通教育の掲示板に、前期分は2月上旬、後期分は7月上旬に掲示するので注意してください。

3. 奨学資金制度

《日本学生支援機構》

日本学生支援機構は、人物、学業ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められる者に対して、貸与し、人材の養成と教育の機会均等の実現を図ろうとするものです。

奨学金の種類には『第一種奨学金(無利子)』及び『第二種奨学金(有利子)』があります。

奨学生の募集については、その都度学生用掲示板に提示しますが、春の定期募集は4月にあります。

注1. 奨学生は、「奨学生のしおり」を熟読し、奨学生としての責務を果たし、異動等が生じた時は速やかに所定の手続きをとること。

2. 奨学金継続願の提出

奨学生は、毎年所定の月（12月頃）に継続願を提出し、審査を受ける必要があります。（変更される場合があるので、掲示を注意して見ること。）これを怠ると、奨学生の資格を失うので注意して下さい。

《日本学生支援機構以外の奨学金》

地方公共団体及びその他の奨学金の募集が毎年3月～5月頃あるので、学生用掲示板を見てください。

9) 学生教育研究災害傷害保険

大学の教育研究活動中及び通学中等に、不慮の災害事故により身体に傷害を被った場合、事故の日時、場所、状況、傷害の程度を、事故通知はがき（学生課学生会館にあります）により保険会社へ届け出てください。事故の日から30日以内に届け出のない場合は、保険金が支払われない場合がありますので注意してください。

10) 学 生 金 庫

学生で、学資金の窮迫している者又は緊急の出費を必要とする者に対して一時援助をするために行う貸付金の制度です。詳細に関しては学務部学生課（学生後援会）へ相談してください。

1. 貸し付け限度額は10口（1口 10,000円）までとします。
2. 貸し付け期間は、貸し付け日より90日以内とします。
3. 貸付金は無利子、無担保とします。

11) 宿 所 届

毎年度の初めに宿所届を第三教務係へ提出してください。

12) 住 所 変 更 届

学生への連絡は、原則として掲示によりますが、緊急を要する場合の連絡等に必要とするので、変更があれば直ちに届け出てください。

保証人が住所変更した時も同様に『保証人住所変更届』により届け出てください。

13) 講義室の使用について

授業及び大学の行事等に差し支えないときに限り、使用許可を受けたのちに使用することができます。

使用許可申請は、使用日の3日前までとします。

14) 健 康 管 理

定期健康診断は、保健管理センターの実施計画に基づき、附属病院医師の協力を得て実施しています。

毎年4月下旬から5月下旬にかけて学部学年ごとに日を決めて行っています。これは、学校保健法で定められているものですから、必ず受診してください。

15) 交通事故の防止

最近、学生の交通事故が多発しています。

本学学生の中にも、交通事故の当事者となり、身体的及び精神的な打撃を受けて就学に支障を来している者がいますので、交通法規を守り交通事故防止に細心の注意を払うよう努めてください。

また、蔵本地区では交通事故防止、良好な教育・研究環境を保持するため、以下のような自動車通学、構内におけるオートバイの走行、オートバイ及び自転車の駐輪等の規制を行っているので、厳守してください。

駐輪場は別添配置図を参照のこと。

下記の項目を守ってください。

1. オートバイは、専用入口から入構し、駐輪場に整然と駐輪してください。また、構内の走行は注意してください。
2. 自転車は、必ず所定の駐輪場に整然と駐輪してください。
建物玄関付近及び通路等への不法な駐輪を繰り返した場合には、乗り入れを禁止します。
3. 自動車通学は、原則として禁止します。

正当な理由により登録して許可された車は、駐車場へ駐車してください。

万一、交通事故が発生した場合は、当事者は加害者・被害者を問わずクラス担任及び第三教務係に事故の内容を報告するとともに、交通事故報告書を第三教務係へ届け出てください。

16) 学生ロッカーについて

- 1, 2, 3年次の学生各人の希望者に、ロッカーを貸与し使用できるようにしています。
ロッカーの使用に当たっては、特に火災・盗難、カギの紛失に注意をしてください。
なお、カギは3年次の学年末に第三教務係に返却してください。

17) そ の 他

1. 学生の電話口への呼び出しは一切行わないので、家族、知人等にも周知しておいてください。
2. 学生個人宛の郵便物等は、原則として取り扱いません。
3. 大学構内での喫煙は禁止します。
4. 盗難には十分注意し、貴重品等の所持品は、自己管理してください。
5. 学内における交通事故、盗難被害、遺失物及び拾得物は、速やかに第三教務係まで届け出てください。
6. 火気には十分に注意してください。

第 3 章

学生の人権・教育相談等のための体制

1) セクシュアル・ハラスメントの発生防止のために

教育の現場において、セクシュアル・ハラスメントは決してあってはならないことですが、教員と学生との間、職員と学生との間、上級生（院生）と下級生との間等には教える側と教えられる側といういわば上下関係または力関係があることにより、セクシュアル・ハラスメント問題が発生する恐れがあります。

学生は、自らがセクシュアル・ハラスメントの被害にあわない、引き起こさないという問題意識を常に持ち続けることが、社会人となって仕事をする上でも、また、21世紀のわが国の男女共同参画社会の実現のためにも重要です。

薬学部では、セクシュアル・ハラスメント問題が発生しない教育環境の中で学生が教育を受けることができるよう人権・教育相談体制を整備し、次のようなセクシュアル・ハラスメントに対するガイドラインを設けました。

薬学部では、学生のためのセクシュアル・ハラスメントに対する相談室を設けております。セクシュアル・ハラスメントは巧妙に行われ、罪がないように見える場合もあります。相談室では、プライバシーは厳重に守られておりますので、もしあなたがセクシュアル・ハラスメントの被害にあったら迷わずに相談室に相談してください。相談員はいつでも相談に応じますので、下記の電話番号に電話をするか、直接相談員に面会してください。

セクシュアル・ハラスメント・相談室

相談員：東 満美（TEL：633－7835）

セクシュアル・ハラスメントとされる行為には、次のようなものがあります。

1. 言葉によるセクシュアル・ハラスメント

例) 講義の最中、A教授はいつも卑猥な冗談を言う。女子学生の一人が笑わないでいると、「君には冗談が通じないね。」と一言。彼女は抗議したいが、成績評価が悪くなるのを恐れて我慢している。

言葉によるセクシュアル・ハラスメントとしては、「いかがわしい冗談」の他にも「固定的な性別役割意識に基づく言葉」や「肉体的な外観、性行動、性的好みに関する不適切な言葉」などがあります。性的なからかい、冷やかし、中傷などもこれに相当します。

2. 視線・動作によるセクシュアル・ハラスメント

例) 実験室のB助手は、個別指導の最中にある女子学生の手を握った。学生はショックで動くことができなかった。それからというもの、実験の最中に彼はじっと彼女を見つめるようになった。彼女が気付くと目配せをする。彼女は悩み続け、ストレスから勉強意欲もなくなってしまう。

この種のハラスメントは軽く判断されがちです。しかし、それを受ける被害者自身にとっては大きな苦痛であり、精神的なストレスになる場合があります。

3. 行動によるセクシュアル・ハラスメント

例) 卒業指導の最中に、ゼミのC教授はある女子学生をデートに誘った。彼女が誘いを断ると、「指導する気がなくなった。あなたは本当に卒業したいのですか。」と含みのある言葉を返した。彼女は卒業ができなくなるかもしれないという予期せぬ事態に狼狽した。

例) D教授は、コンパの席ではいつも女子学生を自分の隣に座らせ、酒の酌をさせている。女子学生は、D教授の機嫌を損ねないように笑顔で受け答えをしているが、心の中では激しい嫌悪感を感じている。

例) EとFは同じ研究室の大学院生である。EはFに交際を申し込んだが断られた。しかしEは諦めない。Fに毎晩電話をし性的な言葉を投げかける。留守電に性的な意味を含んだメッセージを入れる。最近ではFの後をつけ回し始め、Fはすっかりおびえてしまっている。

ここに挙げた例以外にもいろいろなセクシュアル・ハラスメントが考えられます。

2) アカデミック・ハラスメントの発生防止のために

アカデミック・ハラスメントも重大な人権侵害です。それは就学の中で「指導」、「教育」または「研究」の名を借りて、嫌がらせや差別をしたり、人格を傷つけることです。例えば、

- * 相手によって差別したり、必要以上に厳しく指導したりする。
- * 「おまえはやっぱりダメだ」と全てを否定する言い方を繰り返す。
- * 指導の際に「大学をやめろ」とか、「卒業させない」と言う。
- * 女性に対して差別的言動や処遇をしたり、指導を放棄したりする。

セクシュアル・ハラスメントもアカデミック・ハラスメントも、教員と学生の間だけではなく、サークルやゼミの先輩と後輩、同級生同士であっても許されません。

その他に「一気飲みの強要」や「ストーカー行為」も人権侵害となります。

3) 学生相談室における相談体制

徳島大学には、学生相談室が設けられており、学業や進路の悩み事、経済的な悩み事、人間関係上の悩み事など、学生のさまざまな相談に各学部の複数の教員（学生相談員、人権問題相談員、学内カウンセラー、法律アドバイザー）また、学外カウンセラーが対応しています。薬学部からは2名の教員がその相談に当たっています。相談の秘密は厳守されますので、悩み事が生じた場合にひとりで悩むことなく、気軽に相談室を利用してください。学生相談室には受付担当者が常駐しています。相談のある学生は、まず学生相談室で相談内容を簡単に説明すると相談員の中からその内容に応じた最適の相談員を紹介してもらえます。

学生相談室：共通教育棟 5 館 1 F（電話：656－7637）

(e-mail：gkseisod@jim.tokushima-u.ac.jp)

学生相談室蔵本地区分室：蔵本会館 2 F（電話：633－9298）

火曜日の13：30～17：30に開設されているので、相談してください。

薬学部の相談員：徳村 彰教授，東 満美准教授

第 4 章

薬学部構内における交通規制

徳島大学蔵本地区における駐車について

下記により、駐車「パスカード」及び「ステッカー」の登録・更新を行います。

1. 薬学部学生・大学院生について

- (1) 薬学部では、学部学生の最終学年以外には自動車での通学は認めていません。

学部学生定員による薬学部への割当人数が少ないため、薬学部学生用割当人数を最終学年に集中配分しています。

許可の対象になるのは最終学年で、通学距離が片道5km以上の者です。しかし、割当人数以内で許可しますので、希望者多数の場合は必要性の高い者から許可します。

- (2) 大学院生については、通学距離が5km以上の者には許可しています。

2. 駐車登録・更新対象者

- (1) 職員（通勤距離が片道5km以上の者で、通勤方法を自動車で申請している者）
(2) 学生・大学院生（職員に準じるただし、指導教員の認証印が必要）
(3) 派遣職員・請負業者等（職員に準じる。）
(4) 工事・調達関係業者（職員に準じる。）

*登録基準（5km等）に満たない者で、特に必要がある者は、登録申請書に蔵本地区駐車場委員会委員長宛の詳細な理由書（様式任意、身体・健康上の理由の場合は診断書添付）を添付して申請してください。

*なお、「夜間・土日祝日用、夜勤用パスカード」については、通勤距離が5km未満の方のみ申請できます。

3. 登録申請手続き

- (1) 申請手続き

所定の登録申請書に必要事項を正確に記入の上、担当係長印欄に指導教員に押印をしてもらい、担当係長（第三教務係）へ持参、担当係長印を押印の上、厚仁会駐車整理部へ登録料を添えて提出してください。申請用紙は駐車整理部でもらってください。

- (2) 申請受付期間

例年、3月下旬から4月中旬

旧パスカードは、4月下旬には使用できなくなります。

- (3) 駐車登録料

| | | |
|--------------|----|---------|
| ア 職員 | 年額 | 24,000円 |
| イ 学生・大学院生 | 年額 | 12,000円 |
| ウ 派遣職員・請負業者等 | 年額 | 24,000円 |
| エ 調達・工事関係業者 | 年額 | 36,000円 |

オ 夜勤・準夜用 年額 2,500円

カ 夜間・土日祝用 年額 2,500円

(4) 登録料の支払方法

ア 原則として、年度末の3月31日までの年額を一括してお支払いいただきます。

イ 年度期間中でパスカードが必要でなくなった場合は、その残余月数に応じて、払い戻しを行います。(ただし、日割り計算はいたしません。)

なお、払い戻しの際には、「パスカード」「ステッカー」を必ず返却ください。

ウ 「夜勤・夜間・土日祝用パスカード」については、登録料の払い戻しはいたしません。

(5) 新しいパスカード及びステッカーは、駐車登録申請後4～5日以内に、駐車整理部で受け取ってください。(旧パスカード及びステッカーと引換に)

4. その他注意事項

- (1) 申請に当たっては、車両登録番号、部局、所属、職名等に記入漏れのないように注意してください。記載漏れがある場合は、受付されないことがあります。
- (2) 通勤通学距離、通勤手当申請の通勤方法、住所等の欄に、故意に虚偽の記載をして申請した場合又は、それらに変更があった結果、登録基準を満たさなくなったにもかかわらず届けなかった場合は、パスカード登録が取り消されます。この場合、登録料金は返還されません。
- (3) 午後1時以降に患者駐車場を使用することは差し支えありません。

薬学部駐輪場及び自転車等の駐輪について

平成17年3月22日開催の薬学部教授会の決定に基づき、次のとおり駐輪場所設置及び駐輪違反に対する措置の実施を行います。

1. 駐輪場所 (35頁 薬学部建物配置図参照)

薬学部建物西側駐輪場及び西側フェンス側駐輪場

2. 駐輪禁止区域 (35頁 薬学部建物配置図参照)

薬学部教育棟と医薬創製教育研究センターの間、医薬創製教育研究センター南側
野外テントの内側、薬学部玄関前(建物東側)、薬学部建物北側、
医薬創製教育研究センター玄関前等の駐輪場所以外の区域

3. 駐輪違反の自転車等に対する措置

違反自転車等にカギ付きワイヤーを取り付ける。

違反自転車等の持ち主は、第三教務係へ学生証持参の上解錠を申し出る。

- 違反1回目 学科又は専攻・学年・氏名を記録の上注意 解錠
- ” 2回目 学科又は専攻・学年・氏名を記録の上嚴重注意 解錠
- ” 3回目 クラス担任又は指導教員と同行の上，申し出る。
(学生のための解錠申し出には，応じない。)

薬学部建物配置図



第 5 章

關係諸規則等

徳島大学薬学部規則

第1章 総則

(通則)

第1条 徳島大学薬学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、徳島大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則及びこの規則に特別の定めのある場合を除いて本学部に関する事項は、本学部教授会が定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本学部は、生命科学を基盤とする薬学を研究・教授することを通して、薬の専門家としての知的・技術的基盤形成に必要な教育と深く医療に関わる使命感と倫理観を持たせる教育を行い、以て、人類の福祉と健康に貢献する人材の育成を目的とする。

2 薬学科は、臨床の場で指導的役割を担う高い能力を備えた薬剤師養成のための専門教育を行うことを目的とする。

3 創製薬科学科は、創薬・製薬に関する高い研究能力や専門的薬学知識を身に付けた研究者育成のための専門基礎教育を行うことを目的とする。

第2章 入学者選考及び学科配属

(入学者選考)

第2条 本学部の入学者は、学則の定めるところによって選考を行うものとする。

(学科配属)

第2条の2 学生は、本学部の定めるところにより、第3年次の後期から薬学科又は創製薬科学科に配属させるものとする。

第3章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第3条 本学部の教育課程は、全学共通教育の授業科目（以下「共通教育科目」という。）及び専門教育の授業科目（以下「専門教育科目」という。）により編成する。

(共通教育科目の履修等)

第3条の2 共通教育科目の履修等に関することは、徳島大学全学共通教育履修規則（以下「共通教育履修規則」という。）の定めるところによる。

2 共通教育履修規則第5条に定める履修要件は、別表第1のとおりとする。

(専門教育科目)

第3条の3 専門教育科目の区分は、必修科目及び選択科目とする。

2 専門教育科目及びその単位数は、別表第2のとおりとする。

3 他の学部又は他の学科に属する専門教育科目は自由科目とし、これを履修することができる。

4 前項の規定により履修し、修得した単位は、本学部における修得単位として認定することができる。ただし、卒業するための修得単位としては認めない。

(履修手続)

第4条 専門教育科目を履修するためには、所定の期日までに当該専門教育科目担当教員に受講申請し、承認を受けるものとする。

第4条の2 第3条の3第3項の規定により履修するためには、本学部長を経て関係学部長の許可を得た後、当該専門教育科目担当教員に受講申請するものとする。

(進級要件)

第5条 上級学年に進級するためには、必要と認める授業科目について、その単位を修得していなければならない。

(留学及び他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第5条の2 学則第27条の2の規定に基づき外国の大学又は短期大学に留学しようとする者及び第34条の2の規定に基づき他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとする者は、所定の願書を本学部長を経て学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(単位の認定)

第5条の3 前条の規定により許可を受けた者(以下「派遣学生」という。)が修得した単位の認定は、当該大学又は短期大学が発行する成績証明書により行う。

(履修報告書)

第5条の4 派遣学生は、履修を終えたときは、速やかに(外国の大学又は短期大学に留学する者については、帰国の日から1月以内)、所定の履修報告書を本学部長を経て学長に提出しなければならない。

第4章 試験及び卒業

(試験)

第6条 成績の考査は、試験による。ただし、実習については、試験を行わないことがある。

2 授業科目の試験は、原則として学期末において行う。

3 授業時間数の3分の2以上出席しなかった者は、その授業科目の試験を受けることができない。

(試験の告示)

第6条の2 試験の科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ告示する。

(成績)

第7条 試験の成績は、100点をもって満点とし、60点以上をもって合格とする。成績は、優(80点以上)、良(70点以上)及び可(60点以上)に区分する。

(追試験)

第8条 病気その他やむを得ない事情のため、定められた期日に受験できなかった者は、原則として次期試験期日において追試験を受けることができる。

(再試験)

第9条 試験を受けて合格しなかった者は、原則として次期試験期日において再試験を受けることができる。

(卒業)

第10条 本学部を卒業するためには、次の単位を修得しなければならない。

薬学科

| | | |
|--------|------|----------|
| 共通教育科目 | | 49 単位以上 |
| 専門教育科目 | 必修科目 | 128 単位 |
| | 選択科目 | 10 単位以上 |
| | 計 | 138 単位以上 |
| | 合計 | 187 単位以上 |

創製薬科学科

| | | |
|--------|------|----------|
| 共通教育科目 | | 49 単位以上 |
| 専門教育科目 | 必修科目 | 75 単位 |
| | 選択科目 | 9 単位以上 |
| | 計 | 84 単位以上 |
| | 合計 | 133 単位以上 |

第5章 転学部、転学科及び補欠入学

(転学部)

第11条 学則第22条の2の規定により本学部に転学部を願い出た者がいるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

- 2 転学部を許可する時期は、入学後1年以上を経過した学年の初めとする。
- 3 転学部を許可した学生を在籍させる年次は、本学部教授会の議を経て定める。
- 4 転学部を許可した学生の既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

(転学科)

第12条 学則第22条の3の規定により転学科を願い出た者がいるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の転学科を許可する場合に準用する。

(補欠入学)

第13条 学則第22条の規定により入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、次のとおりとする。

- 1 在学期間は、第2年次に入学した者で、薬学科に配属された者は10年、創製薬科学科に配属された者は6年、第3年次に入学した者で、薬学科に配属された者は8年、創製薬科学科に配属された者は4年とする。

2 既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

第5章の2 特別聴講学生

(入学の時期)

第13条の2 特別聴講学生の入学の時期は、原則として毎学期の初めとする。

(入学の出願)

第13条の3 特別聴講学生として入学を志願する者は、所定の願書に別に定める書類を添え、所属する大学の長を経て願い出なければならない。

(入学の許可)

第13条の4 特別聴講学生の入学の許可は、本学部教授会の選考を経て学長が行う。

(単位の認定)

第13条の5 特別聴講学生に対する履修科目の単位の認定方法は、本学部学生の例による。

第6章 科目等履修生

(入学の許可)

第14条 科目等履修生の入学は、科目等履修生として就学の目的を達することができる学力を有すると認められる者について本学部教授会の選考を経て学長が許可する。

(入学の時期)

第15条 科目等履修生の入学の時期は、毎学期の初めとする。ただし、特別の事情がある者は、この限りでない。

(入学手続)

第16条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修科目、単位数及び期間を記載し、履歴書、健康診断書及び所定の検定料を添え本学部長に提出しなければならない。

(在学期間)

第17条 科目等履修生の在学期間は、履修科目について授業の行われる期間とする。

(単位の授与)

第18条 科目等履修生で、単位の授与を希望する者については、第6条から第9条までの規定を準用する。

第7章 研究生

(入学の許可)

第19条 研究生の入学は、大学卒業業者又はこれと同等以上の学力を有する者について、本学部教授会の選考を経て学長が許可する。

(入学の時期)

第20条 研究生の入学の時期は、原則として毎学期の初めとする。

(入学手続)

第21条 研究生として入学を志願する者は、所定の願書に履歴書、健康診断書及び所定の検定料を添え、本学部長に提出しなければならない。

(在学期間)

第22条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引続き研究を願い出た者については、学長は、本学部教授会の議を経てその在学期間の延長を許可することがある。

(修了証書)

第23条 研究生で研究事項を報告した者に対しては、学長は、本学部教授会の議を経て修了証書を交付することがある。

附 則

この改正規則は、昭和36年4月7日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。(昭和37年から昭和58年までの間の附則は省略)

附 則

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 昭和61年度において、第3年次及び第4年次に在学する者に係る卒業要件及び別表については、改正後の第10条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、昭和62年1月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前に入学した者に係る教育課程、履修方法、卒業要件等(廃止前の徳島大学教養部規則で定められていた一般教育課程の修了要件を含む。)については、なお従前の例による。この場合において、従前の一般教育課程を修了していない者については、共通教育科目を履修するものとし、課程を修了するために必要であった所定の単位を修得するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前に入学した者については、改正後の第3条の3第4項、第10条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年度以前に入学した者については、この規則による改正後の第 3 条の 3 第 4 項、第 10 条、別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

共通教育科目の履修要件（薬学科及び創製薬科学科共通）

| 区 分 | 授 業 科 目 | 所 要 単 位 数 | |
|-----------------|-----------------------------|------------|---------------|
| 大 学 入 門 科 目 群 | 大 学 入 門 講 座 | 1 単 位 | |
| 教 養 科 目 群 | 歴 史 と 文 化 | 4 単 位 | 左に加え 6 単 位 |
| | 人 間 と 生 命 | 4 単 位 | |
| | 生 活 と 社 会 | 4 単 位 | |
| | 自 然 と 技 術 | 4 単 位 | |
| 社 会 性 形 成 科 目 群 | ウ ェ ル ネ ス 総 合 演 習 | 2 単 位 | |
| | 共 創 型 学 習 | | |
| | ヒ ュ ー マ ン コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン | | |
| 基 礎 形 成 科 目 群 | 英 語 | 4 単 位 | |
| | 英 語 以 外 の 外 国 語 科 目 | 4 単 位 | |
| | 情 報 科 学 | 2 単 位 | |
| 基 礎 科 目 群 | 基 礎 数 学 | 4 単 位 | |
| | 基 礎 物 理 学 | 2 単 位 | |
| | 基 礎 化 学 | 6 単 位 | |
| | 基 礎 生 物 学 | 2 単 位 | |
| 合 計 | | 49 単 位 以 上 | |

専 門 教 育 科 目 表

薬 学 科

(() は実習の単位の内訳とする。)

| 授 業 科 目 | 単 位 数 | |
|-------------------|---------|---------|
| | 必 修 科 目 | 選 択 科 目 |
| 薬 学 入 門 1 | 1 | |
| 薬 学 入 門 2 | 1 | |
| 薬 学 入 門 3 | 1 | |
| 物 理 化 学 1 | 1 | |
| 物 理 化 学 2 | 1 | |
| 物 理 化 学 3 | 1 | |
| 分 析 化 学 1 | 1 | |
| 分 析 化 学 2 | 1 | |
| 分 析 化 学 3 | 1 | |
| 基 礎 有 機 化 学 1 | 1 | |
| 基 礎 有 機 化 学 2 | 1 | |
| 基 礎 有 機 化 学 3 | 1 | |
| 基 礎 有 機 化 学 4 | 1 | |
| 応 用 有 機 化 学 1 | 1 | |
| 応 用 有 機 化 学 2 | 1 | |
| 生 体 分 子 の 有 機 化 学 | 1 | |
| 医 薬 品 の 有 機 化 学 | 1 | |
| 天 然 医 薬 品 学 1 | 1 | |
| 天 然 医 薬 品 学 2 | 1 | |
| 天 然 医 薬 品 学 3 | 1 | |
| 生 命 薬 学 1 | 1 | |
| 生 命 薬 学 2 | 1 | |
| 生 命 薬 学 3 | 1 | |
| 生 物 化 学 1 | 1 | |
| 生 物 化 学 2 | 1 | |
| 生 物 化 学 3 | 1 | |
| 生 物 化 学 4 | 1 | |
| 生 理 学 | 1 | |
| 遺 伝 子 工 学 | 1 | |
| 細 胞 生 物 学 1 | 1 | |
| 細 胞 生 物 学 2 | 1 | |
| 細 胞 生 物 学 3 | 1 | |
| 衛 生 薬 学 1 | 1 | |

| 授 業 科 目 | 单 位 数 | |
|-------------|---------|---------|
| | 必 修 科 目 | 選 択 科 目 |
| 衛 生 藥 学 | 2 | 1 |
| 環 境 藥 学 | 1 | |
| 基 礎 医 療 藥 学 | 1 | |
| 基 礎 医 療 藥 学 | 2 | |
| 基 礎 医 療 藥 学 | 3 | |
| 基 礎 医 療 藥 学 | 4 | |
| 基 礎 医 療 藥 学 | 5 | |
| 藥 物 治 療 学 | 1 | |
| 藥 物 治 療 学 | 2 | |
| 藥 物 治 療 学 | 3 | |
| 藥 物 治 療 学 | 4 | |
| 医 藥 品 情 報 学 | 1 | |
| 医 藥 品 情 報 学 | 2 | |
| 製 劑 学 | 1 | |
| 製 劑 学 | 2 | |
| 日 本 藥 局 方 | 1 | |
| 医 藥 品 開 発 論 | 1 | |
| 医 藥 品 開 発 論 | 2 | |
| 医 藥 品 開 発 論 | 3 | |
| 社 会 藥 学 | 1 | |
| 社 会 藥 学 | 2 | |
| 先 端 医 療 藥 学 | 1 | |
| 先 端 医 療 藥 学 | 2 | |
| 藥 学 英 語 | 1 | |
| 藥 学 英 語 | 2 | 1 |
| 病 理 学 | | 1 |
| 統 合 医 療 | | 1 |
| 神 經 科 学 | | 1 |
| 構 造 生 物 学 | | 1 |
| 医 藥 品 安 全 学 | | 1 |
| 情 報 藥 科 学 | | 1 |
| 無 機 化 学 | | 1 |
| 医 藥 品 經 济 学 | | 1 |
| 医 藥 品 化 学 | 1 | 1 |
| 臨 床 心 理 学 | | 1 |
| 疾 病 学 | 1 | 1 |
| 疾 病 学 | 2 | 1 |
| 疾 病 学 | 3 | 1 |

| 授 業 科 目 | 单 位 数 | |
|-----------------------|---------|---------|
| | 必 修 科 目 | 選 択 科 目 |
| 実 習 | 38 | |
| 分 析 化 学 実 習 1 | (1) | |
| 物 理 化 学 実 習 1 | (1) | |
| 物 理 化 学 実 習 2 | (1) | |
| 有 機 化 学 実 習 1 | (1) | |
| 有 機 化 学 実 習 2 | (1) | |
| 有 機 化 学 実 習 3 | (1) | |
| 生 物 化 学 実 習 1 | (1) | |
| 生 物 化 学 実 習 2 | (1) | |
| 生 物 化 学 実 習 3 | (1) | |
| 生 物 化 学 実 習 4 | (1) | |
| 生 薬 学 実 習 | (1) | |
| 薬 剤 学 実 習 | (1) | |
| 衛 生 化 学 実 習 | (1) | |
| 薬 学 体 験 実 習 | (1) | |
| 実 務 実 習 事 前 学 習 | (4) | |
| 医 療 薬 学 ・ 病 院 実 務 実 習 | (10) | |
| 医 療 薬 学 ・ 薬 局 実 務 実 習 | (10) | |
| 演 習 | 3 | |
| 卒 業 研 究 | 30 | |
| 計 | 128 | 14 |

創製薬科学科

(() は実習の単位の内訳とする。)

| 授 業 科 目 | 単 位 数 | |
|-------------------|---------|---------|
| | 必 修 科 目 | 選 択 科 目 |
| 薬 学 入 門 1 | 1 | |
| 薬 学 入 門 2 | 1 | |
| 薬 学 入 門 3 | 1 | |
| 物 理 化 学 1 | 1 | |
| 物 理 化 学 2 | 1 | |
| 物 理 化 学 3 | 1 | |
| 分 析 化 学 1 | 1 | |
| 分 析 化 学 2 | 1 | |
| 分 析 化 学 3 | 1 | |
| 基 礎 有 機 化 学 1 | 1 | |
| 基 礎 有 機 化 学 2 | 1 | |
| 基 礎 有 機 化 学 3 | 1 | |
| 基 礎 有 機 化 学 4 | 1 | |
| 応 用 有 機 化 学 1 | 1 | |
| 応 用 有 機 化 学 2 | 1 | |
| 生 体 分 子 の 有 機 化 学 | 1 | |
| 医 薬 品 の 有 機 化 学 | 1 | |
| 天 然 医 薬 品 学 1 | 1 | |
| 天 然 医 薬 品 学 2 | 1 | |
| 生 命 薬 学 1 | 1 | |
| 生 命 薬 学 2 | 1 | |
| 生 命 薬 学 3 | 1 | |
| 生 物 化 学 1 | 1 | |
| 生 物 化 学 2 | 1 | |
| 生 物 化 学 3 | 1 | |
| 遺 伝 子 工 学 | 1 | |
| 細 胞 生 物 学 1 | 1 | |
| 細 胞 生 物 学 2 | 1 | |
| 衛 生 薬 学 1 | 1 | |
| 衛 生 薬 学 2 | 1 | |
| 環 境 薬 学 | 1 | |
| 基 礎 医 療 薬 学 1 | 1 | |
| 基 礎 医 療 薬 学 2 | 1 | |
| 基 礎 医 療 薬 学 3 | 1 | |
| 基 礎 医 療 薬 学 4 | 1 | |
| 基 礎 医 療 薬 学 5 | 1 | |

| 授 業 科 目 | 单 位 数 | |
|-----------------|---------|---------|
| | 必 修 科 目 | 選 択 科 目 |
| 製 劑 学 1 | 1 | |
| 製 劑 学 2 | 1 | |
| 医 薬 品 開 発 論 1 | 1 | |
| 医 薬 品 開 発 論 3 | 1 | |
| 創 製 薬 学 1 | 1 | |
| 創 製 薬 学 2 | 1 | |
| 創 製 薬 学 3 | 1 | |
| 医 薬 品 化 学 1 | 1 | |
| 医 薬 品 化 学 2 | 1 | |
| 薬 学 英 語 1 | 1 | |
| 薬 学 英 語 2 | | 1 |
| 天 然 医 薬 品 学 3 | | 1 |
| 生 物 化 学 4 | | 1 |
| 細 胞 生 物 学 3 | | 1 |
| 日 本 薬 局 方 | | 1 |
| 医 薬 品 開 発 論 2 | | 1 |
| 製 薬 プ ロ セ ス 学 | | 1 |
| 医 薬 品 高 分 子 科 学 | | 1 |
| 無 機 化 学 | | 1 |
| 情 報 薬 科 学 | | 1 |
| 医 薬 品 情 報 学 1 | | 1 |
| 薬 物 治 療 学 1 | | 1 |
| 薬 物 治 療 学 2 | | 1 |
| 薬 物 治 療 学 3 | | 1 |
| 薬 物 治 療 学 4 | | 1 |
| 社 会 薬 学 1 | | 1 |
| 構 造 生 物 学 | | 1 |
| 実 習 | 14 | |
| 分 析 化 学 実 習 | (1) | |
| 物 理 化 学 実 習 1 | (1) | |
| 物 理 化 学 実 習 2 | (1) | |
| 有 機 化 学 実 習 1 | (1) | |
| 有 機 化 学 実 習 2 | (1) | |
| 有 機 化 学 実 習 3 | (1) | |
| 生 物 化 学 実 習 1 | (1) | |
| 生 物 化 学 実 習 2 | (1) | |
| 生 物 化 学 実 習 3 | (1) | |
| 生 物 化 学 実 習 4 | (1) | |

| 授 業 科 目 | 单 位 数 | |
|-------------|---------|---------|
| | 必 修 科 目 | 選 択 科 目 |
| 生 薬 学 実 習 | (1) | |
| 薬 剤 学 実 習 | (1) | |
| 衛 生 化 学 実 習 | (1) | |
| 薬 学 体 験 実 習 | (1) | |
| 卒 業 研 究 | 15 | 5 |
| 計 | 75 | 22 |

徳島大学全学共通教育履修規則

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学学則（以下「学則」という。）第31条の規定に基づき、全学共通教育（以下「共通教育」という。）の授業科目、単位、履修方法、試験等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目の区分)

第2条 共通教育として開設する授業科目の区分は、大学入門科目群、教養科目群、社会性形成科目群、基盤形成科目群及び基礎科目群とする。

(開設授業科目)

第3条 前条の各区分で開設する授業科目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 大学入門科目群

大学入門講座、高大接続科目

(2) 教養科目群

歴史と文化、人間と生命、生活と社会、自然と技術

(3) 社会性形成科目群

ウェルネス総合演習、共創型学習、ヒューマンコミュニケーション

(4) 基盤形成科目群

英語、ドイツ語、フランス語、中国語、情報科学

(5) 基礎科目群

基礎数学、基礎物理学、基礎物理学実験、基礎化学、基礎化学実験、基礎生物学、基礎生物学実験

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に対しては、教養科目群に日本事情を、基盤形成科目群に日本語を置く。

3 授業科目に授業題目を設ける。

4 授業題目、授業概要等の授業計画等については、別に定める。

(単位の基準等)

第4条 前条の授業科目の単位数は、次の各号に定めるところにより計算する。

(1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習及び実験は、30時間の授業をもって1単位とする。

(履修要件)

第5条 共通教育として履修する授業科目、単位数等の履修要件は、徳島大学全学共通教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）における協議・調整を経て、各学部において定めるものとする。

(外国人留学生の履修の特例)

第6条 外国人留学生が、日本事情の単位を修得したときは、教養科目群の歴史と文化、人間と生命、生活と社会又は自然と技術の単位に、日本語の単位を修得したときは、基盤形成科目群の英語、ドイツ語、フランス語又は中国語の単位にそれぞれ充てることができる。

(履修手続き)

第7条 学生は、学期の初めに第3条第4項に規定する授業計画から履修しようとする授業科目又は授業題目を選択して、別に定めるところにより履修の届出をしなければならない。

(授業科目の成績評価及び単位の認定)

第8条 授業科目の成績の評価は、試験、学習報告、学習状況等によって担当教員が行うものとし、合格者に対しては、学生が所属する学部の教授会の議を経て、当該学部長が単位を認定する。

(試験)

第9条 試験は、原則として学期末に行う。ただし、演習及び実験については、試験を行わないことがある。

2 試験を受けるには、授業時間数の3分の2以上出席していなければならない。

(成績)

第10条 成績は、100点をもって満点とし、60点以上をもって合格とする。

2 成績は、優(80点以上)、良(70点以上)及び可(60点以上)に区分する。

(追試験及び再試験)

第11条 病気その他やむを得ない事情のため、定められた期日に受験できなかった者は、願い出により追試験を受けることができる。

2 試験を受けて合格しなかった者に対しては、再試験を行うことがある。

(既修得単位等の認定)

第12条 学則第21条の4、第22条、第22条の2及び第22条の3の規定により、編入学、補欠入学、転学部及び転学科を許可された者の共通教育に関する既修得単位の認定は、運営委員会の予備審査に基づき、各学部教授会の議を経て、各学部長が行う。

2 学則第34条の4の規定による入学前の既修得単位等の認定は、前項の規定を準用する。

(留学及び他の大学又は短期大学において修得した単位等の認定)

第13条 学則第27条の2の規定により外国の大学又は短期大学に留学を許可された者及び第34条の2の規定により他の大学又は短期大学の授業科目の履修を許可された者の当該大学又は短期大学において修得した共通教育に関する単位の認定は、前条第1項の規定を準用する。

2 学則第34条の3の規定による大学以外の教育施設等における学修の共通教育に関する単位の認定は、前条第1項の規定を準用する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、共通教育の実施に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年5月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年7月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 各学部において、この規則による改正後の徳島大学全学共通教育履修規則の規定によりがたい事情がある場合には、徳島大学全学共通教育センター運営委員会における協議・調整を経て、なお従前の例により履修要件を定めることができる。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

試験における学生の不正行為に対する措置要項

第1条 授業科目修了の認定に関する試験（追試，再試験を含む。以下「試験」という。）で不正行為（不正行為のほう助を含む。以下同じ）をした者に対しては，徳島大学学則第52条の規定により懲戒を行うほか，この要項により措置するものとする。

第2条 試験において不正行為をした者に対しては，その学期中に履修した全授業科目の成績を取り消し，改めて所定の授業科目を履修させなければならない。

第3条 試験場内で不正行為をしたと認めた者に対しては，監督者が直ちに退場を命ずる等適宜の措置をしなければならない。

2 監督者は，前項の措置を行ったときは，速やかに詳細な経緯を当該学生の所属する学部長に報告しなければならない。

第4条 前条第2項により監督者から報告を受けた学部長は，不正行為に係る事実を調査し，その結果を教授会の議に付し，その審議の経過及びその結果並びにこれに対する意見を学長に報告しなければならない。

2 不正行為が共通教育の授業科目に該当する場合は，学部長は，速やかに不正行為に係る事実調査の結果を大学教育委員会専門委員会委員長に通知するものとする。

附 則

この要項は，昭和38年9月9日から施行する。

（略）

附 則（平成5年4月1日改正）

この要項は，平成5年4月1日から実施する。

附 則（平成7年12月20日改正）

この要項は，平成7年12月20日から実施する。

気象警報が発令された場合の授業の休講措置について

台風等により、気象警報が徳島県北部(徳島・鳴門)に発令された場合における授業の休講措置は、次のとおりです。

1. 昼間に開講する授業については、午前7時に「**暴風警報と大雨警報**」若しくは「**暴風警報と洪水警報**」又は「**大雪警報**」(以下「**警報**」という。)が発令中の場合は、午前の授業を休講とする。午前11時に警報が発令中の場合は、午後の授業を休講とする。
2. 夜間に開講する授業については、午後4時に警報が発令中の場合は、すべての授業を休講とする。
3. 授業開始後に警報が発令された場合は、次の時限以降の授業を休講とする。
4. その他特別な事情がある場合は、薬学部長・薬科学教育部長が措置を決定する。
5. 休講になった授業の補講については、原則として次の週の土曜日に行う。

薬剤師国家試験

薬剤師とは、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保することを任務とし、厚生労働大臣の免許を受けた者をいう。

この試験の施行についての詳細については厚生労働省より通知のあり次第掲示等により通知する。

1. 試験科目（平成 17 年度実施）

- 1) 基礎薬学
- 2) 医療薬学
- 3) 衛生薬学
- 4) 薬事関係法規及び薬事関係制度

2. 受験に関する書類

- 1) 受験願書（薬剤師法施行規則により定められた様式）
- 2) 卒業証明書（4 年次学生は卒業見込証明書）
- 3) 写真（所定の写真台紙に貼付）
- 4) 受験手数料（指定金額の収入印紙を受験願書に貼付）

受験に関する書類は本学部でとりまとめて厚生労働省へ提出することになっているので、出願者は必要書類を定められた日までに第三教務係へ提出すること。

この試験に合格した者には合格証書が授与されるが、それで直ちに薬剤師の免許を授与されたことにはならない。薬剤師の免許を受けようとする者は所定の免許書類を住所地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に提出しなければならない。

付 録

薬学部の学科・講座・配置

薬学科

臨床薬学講座

| | | | | |
|----------|-------|---------|---------------|---------|
| 医薬品病態生化学 | 山崎 哲男 | 研究棟 4階東 | Tel: 633-7254 | 内線 6275 |
| | 新垣 尚捷 | 研究棟 4階東 | Tel: 633-7255 | 内線 6276 |
| | 柴田 洋文 | 研究棟 4階東 | Tel: 633-7256 | 内線 6277 |
| 医薬品情報学 | 山内あい子 | 研究棟 2階東 | Tel: 633-7266 | 内線 6223 |
| 医薬品機能生化学 | 土屋浩一郎 | 研究棟 3階中 | Tel: 633-7250 | 内線 6235 |
| | 吉村 好之 | 研究棟 3階中 | Tel: 633-7252 | 内線 6237 |
| | 石澤 啓介 | 研究棟 3階中 | | 内線 6344 |

生命医療薬学講座

| | | | | |
|---------|-------|---------|---------------|---------|
| 薬 剤 学 | 際田 弘志 | 研究棟 2階西 | Tel: 633-7259 | 内線 6225 |
| | 石田 竜弘 | 研究棟 2階西 | Tel: 633-7260 | 内線 6226 |
| 薬物治療学 | 滝口 祥令 | 研究棟 2階中 | Tel: 633-7466 | 内線 6283 |
| | 山崎 尚志 | 研究棟 2階中 | Tel: 633-9516 | 内線 9516 |
| 神経病態解析学 | 荒木 勉 | 研究棟 5階西 | Tel: 633-7277 | 内線 6255 |
| | 笠原 二郎 | 研究棟 5階西 | Tel: 633-7278 | 内線 6526 |
| 衛 生 薬 学 | 徳村 彰 | 研究棟 3階西 | Tel: 633-7248 | 内線 6220 |
| | 田中 保 | 研究棟 3階西 | Tel: 633-7249 | 内線 6221 |

医薬品化学講座

| | | | | |
|----------|-------|---------|---------------|---------|
| 生 薬 学 | 高石 喜久 | 研究棟 5階東 | Tel: 633-7275 | 内線 6205 |
| | 柏田 良樹 | 研究棟 5階東 | Tel: 633-7276 | 内線 6206 |
| 機能分子合成薬学 | 大高 章 | 研究棟 6階西 | Tel: 633-7283 | 内線 6265 |
| | 根本 尚夫 | 研究棟 6階西 | Tel: 633-7284 | 内線 6266 |
| | 重永 章 | 研究棟 6階西 | Tel: 633-9534 | 内線 9534 |

医薬資源学講座 (医薬創製教育研究センター)

| | | | | |
|--------|-------|------------------|---------------|---------|
| 有機合成薬学 | 宍戸 宏造 | 医薬創製教育研究センター棟 4階 | Tel: 633-7287 | 内線 6310 |
| | 吉田 昌裕 | 医薬創製教育研究センター棟 4階 | Tel: 633-7294 | 内線 6312 |
| 生物有機化学 | 南川 典昭 | 医薬創製教育研究センター棟 3階 | Tel: 633-7288 | 内線 6320 |
| | 大井 高 | 医薬創製教育研究センター棟 3階 | Tel: 633-7289 | 内線 6322 |

| | | | | |
|----------|-------|------------------|---------------|---------|
| 創薬生命工学 | 伊藤 孝司 | 医薬創製教育研究センター棟 2階 | Tel: 633-7290 | 内線 6330 |
| | 辻 大輔 | 医薬創製教育研究センター棟 2階 | Tel: 633-9541 | 内線 9541 |
| 臨床薬学実務教育 | 東 満美 | 研究棟 2階臨床薬学実務教育室 | Tel: 633-7835 | 内線 6216 |
| | 奥村千恵子 | 研究棟 2階臨床薬学実務教育室 | Tel: 633-7835 | 内線 6216 |
| | 杉村真由美 | 研究棟 2階臨床薬学実務教育室 | Tel: 633-7835 | 内線 6216 |

連携講座

| | | | | |
|--------|-------|-------------|---------------|---------|
| 生物薬品化学 | 篠原 康雄 | 疾患ゲノム研究センター | Tel: 633-9145 | 内線 9145 |
| 臨床薬剤学 | 水口 和生 | 徳島大学病院薬剤部 | Tel: 633-7212 | 内線 3365 |
| | 川添 和義 | 徳島大学病院薬剤部 | Tel: 633-7471 | 内線 3392 |
| 臨床病態学 | 前田 健一 | 保健管理センター | Tel: 656-6520 | 内線 6520 |
| | 井崎ゆみ子 | 保健管理センター | Tel: 656-7314 | 内線 7314 |

創製薬科学科

標的探索学講座

| | | | | |
|-------|-------|---------|---------------|---------|
| 分子薬理学 | 福井 裕行 | 研究棟 3階東 | Tel: 633-7263 | 内線 6230 |
| | 水口 博之 | 研究棟 3階東 | Tel: 633-7264 | 内線 6231 |
| | 堀尾 修平 | 研究棟 3階東 | Tel: 633-7265 | 内線 6232 |

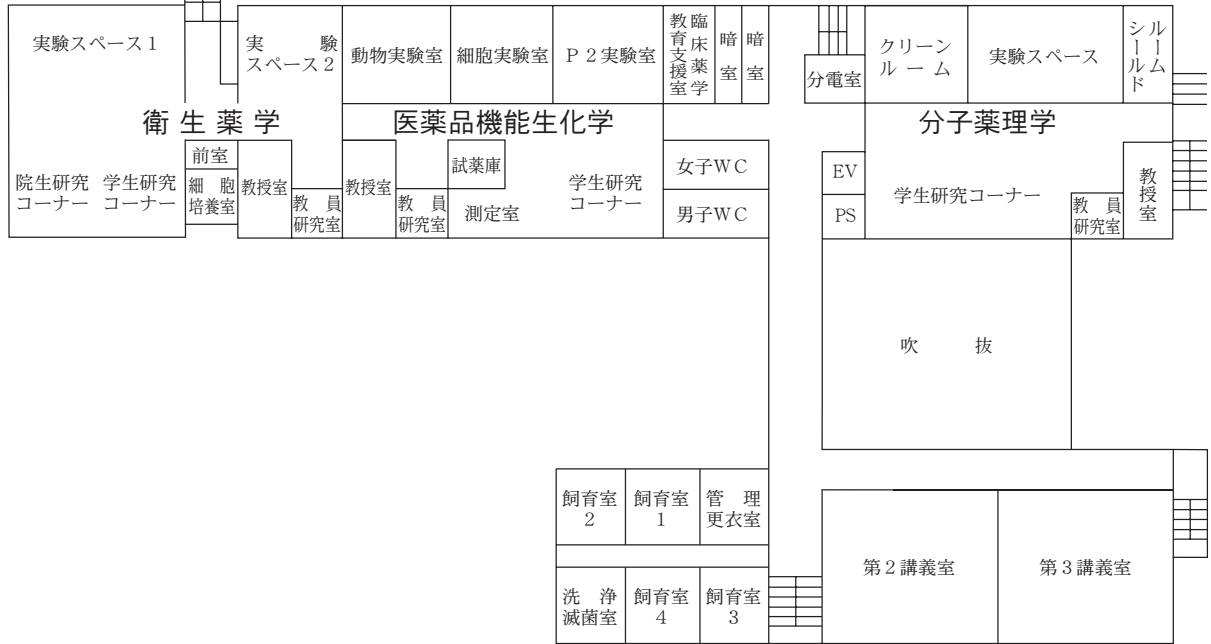
創薬学講座

| | | | | |
|--------|-------|---------|---------------|---------|
| 分子創薬化学 | 佐野 茂樹 | 研究棟 6階東 | Tel: 633-7273 | 内線 6202 |
| | 中尾 允泰 | 研究棟 6階東 | Tel: 633-7271 | 内線 6200 |
| 薬品製造化学 | 落合 正仁 | 研究棟 6階中 | Tel: 633-7281 | 内線 6250 |
| | 宮本 和範 | 研究棟 6階中 | Tel: 633-9532 | 内線 9532 |
| 創薬理論化学 | 中馬 寛 | 研究棟 4階西 | Tel: 633-7257 | 内線 6210 |
| | 吉田 達貞 | 研究棟 4階西 | Tel: 633-7258 | 内線 6211 |

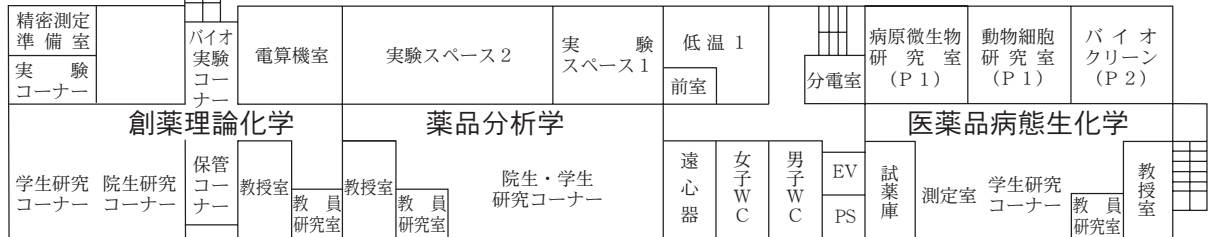
製薬学講座

| | | | | |
|--------|-------|---------|---------------|---------|
| 製剤設計薬学 | 斎藤 博幸 | 研究棟 5階中 | Tel: 633-7267 | 内線 6270 |
| | 植野 哲 | 研究棟 5階中 | Tel: 633-7268 | 内線 6271 |
| 薬品分析学 | 田中 秀治 | 研究棟 4階中 | Tel: 633-7285 | 内線 6280 |
| | 竹内 政樹 | 研究棟 4階中 | Tel: 633-7286 | 内線 6281 |

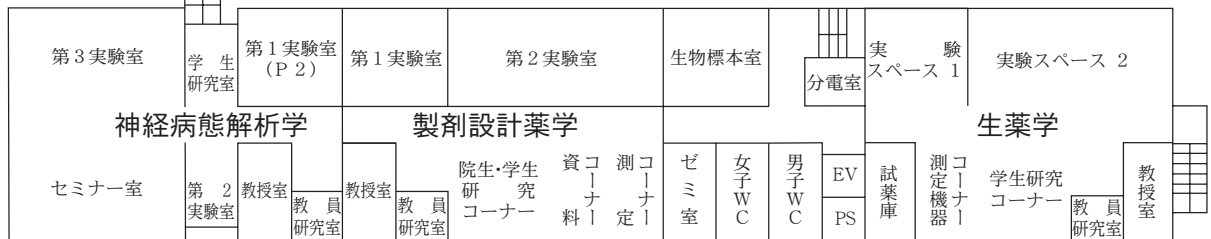
3階平面図



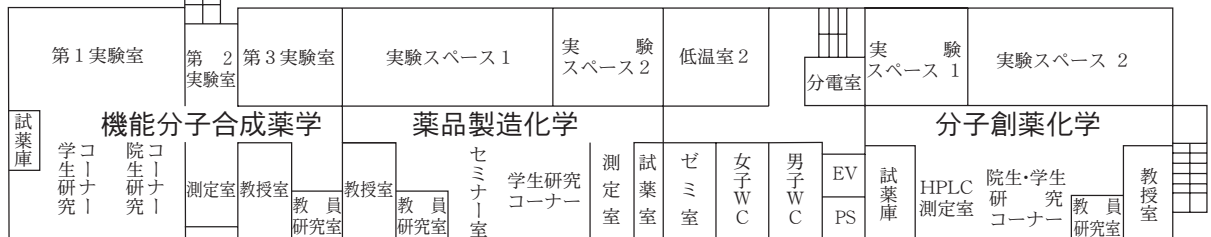
4階平面図



5階平面図

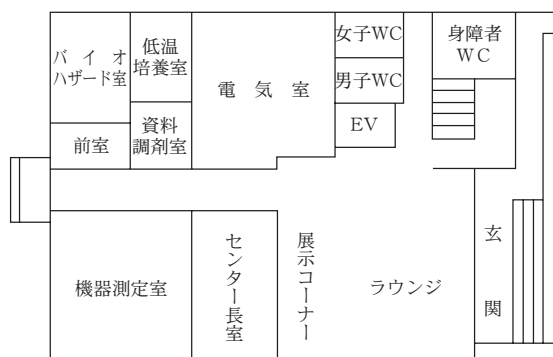


6階平面図



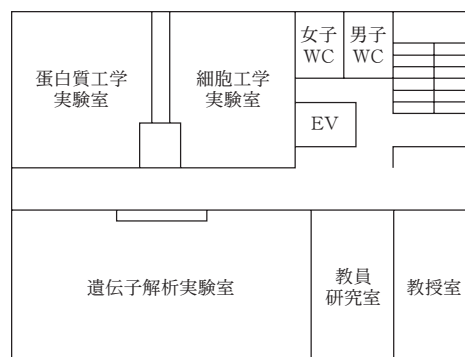
医薬創製教育研究センター棟

1 階平面図



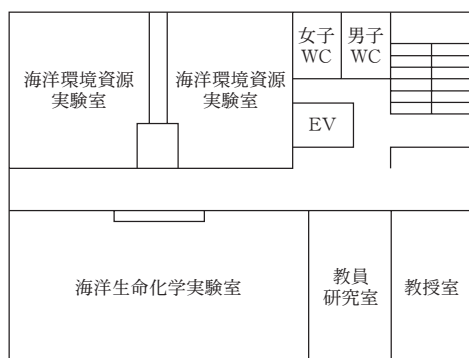
2 階平面図

(創薬生命工学)



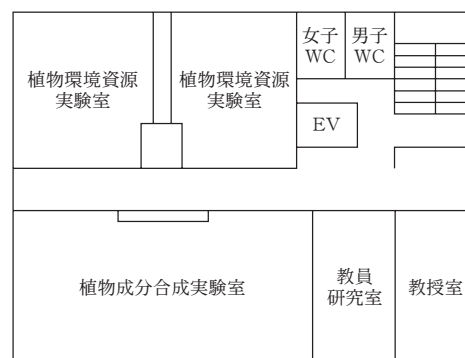
3 階平面図

(生物有機化学)

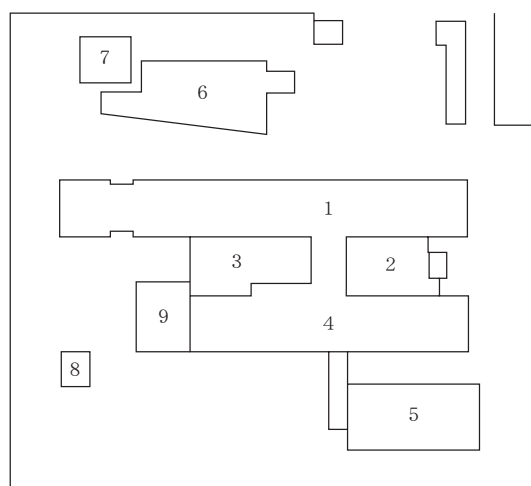


4 階平面図

(有機合成薬学)



薬学部校舎等配置図



1. 研究棟
2. インフォメーションプラザ
3. スタジオプラザ
4. 教育棟
5. 医薬創製教育研究センター
6. 長井記念ホール
7. 宿泊棟
8. 薬品庫
9. 駐輪場

位置図



①新蔵地区
事務局・学務部（入試課）
国際センター

②常三島地区
学務部（学務課）
研究国際部（国際課）
総合科学部
大学院総合科学教育部
工学部
大学院先端技術科学教育部
附属図書館
大学開放実践センター
高度情報化基盤センター
全学共通教育センター
保健管理センター

③蔵本地区
医学部
大学院医科学教育部
大学院栄養生命科学教育部
大学院保健科学教育部
歯学部
大学院口腔科学教育部
薬学部
大学院薬科学教育部
医学部・歯学部附属病院
附属図書館蔵本分館
疾患酵素学研究センター
疾患ゲノム研究センター
アイソトープ総合センター
埋蔵文化財調査室

④～⑥その他の地区
④総合運動場
⑤女子寄宿舍
（友朋寮）
⑥学生寄宿舍
（晨鐘寮・藍香寮）



徳島大学薬学部ロゴマーク

ロゴに用いられる色にはこのような意味があります。薬学部の建物に使用されている色はこのロゴをテーマにしています。

- **青** 古くより徳島の産業を支えてきた藍の色で「徳島」を表しています。また、藍より青くという意味をも込めています。
- **赤** 薬学のもっとも大きなテーマの一つ、「生命」を表しています。
- **緑** 「環境」を表しています。くすりの起源である「薬草」の色でもあります。
- **白** 「科学」を表しています。真理を探究するピュアな心の色です。

■コンセプト

蒼い空、紺碧の海、藍を育む大地。その青い国で育まれているのが最先端のPharmaceutical Sciencesと豊かな心です。

Pは風に向かって力強く大地に根を張る薬草を、赤と青の4つの大きなドットは全体で四国を、少し大きな赤は徳島をイメージしています。

自然と化学と血の通う人の心の調和の中から明日の医学と豊かな心が誕生することを願って…。

(平成13年発表)